

深川市下水道事業 経営戦略

【令和7(2025)年度～令和16(2034)年度】



深川市建設水道部上下水道課

【令和7(2025)年2月改訂】

目次

はじめに	1
SDGsとの関連	
第1章 事業概要	
1 事業の現況	3
(1) 経営形態等	
(2) 下水道3事業の現況	
(3) 施設	
(4) 使用料と有収水量	
(5) 組織	
2 経営健全化の取組み	14
(1) 下水道事業の経緯	
(2) 事業統合と経営の一体化	
(3) 事業の広域化	
3 民間活力の活用等	16
(1) 民間活力の活用	
(2) 資産活用の状況	
4 経営比較分析表の活用	18
(1) 経営の健全性・効率性	
(2) 施設の老朽化	
(3) 経営比較分析表による現状と課題	
第2章 将来の事業環境	
1 処理人口予測	26
2 処理需要予測	29
3 使用料収入の見通し等	30
(1) 使用料収入	
(2) 使用料体系の検討	
4 施設の見通し	32
(1) 処理場	
(2) ポンプ場	
(3) 管渠	
(4) その他	
5 組織の見通し	33

第3章 経営の基本方針等

- 1 経営の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
 - (1) 健全な下水道経営
 - (2) 水環境保全と公衆衛生に向けた汚水処理及び施設整備
 - (3) 循環型社会の形成に向けた下水道資源の活用
 - (4) 持続可能な施設利用のための適正な維持管理
 - (5) 都市計画に応じた雨水排水整備
- 2 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 3 他の計画との整合性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

第4章 投資・財政収支計画等

- 1 投資・財政収支計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 2 計画内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
 - (1) 設備投資
 - (2) 事業経営
- 3 未反映の取組みと今後の課題・・・・・・・・・・・・ 47
 - (1) 投資に係る検討状況
 - (2) 財源に係る検討状況
 - (3) 投資以外の経費に係る検討状況
 - (4) その他

第5章 事後検証ほか

- 1 事後検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 2 処理区域・未普及地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 3 パブリックコメント等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 4 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

- 経営比較分析表 公共下水道、農集、個排
- 投資・財政収支計画 令和7年度～令和36年度（30年間）
- 認可区域図 公共下水道、農集

用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

はじめに



本市の下水道事業は、公共下水道事業（以下「公共下水」という。）、農業集落排水施設事業（以下「農集」という。）、個別排水処理施設整備事業（以下「個排」という。）の3つの事業（以下「下水道3事業」という。）により、公衆衛生の向上と河川の水質保全に努めています。

公共下水は、昭和47(1972)年に着手し、深川地区は昭和54(1979)年から、音江地区は平成11(1999)年から供用を開始しました。

農集は、昭和60(1985)年に着手し、納内地区は平成2(1990)年から、多度志地区は平成10(1998)年から供用を開始しました。

個排は、公共下水及び農集の処理区域を除く地域の環境保全等のため、住宅敷地内に合併処理浄化槽を設置し維持管理を行う事業として、平成7(1995)年に開始しました。

下水道3事業は、平成24(2012)年3月に策定した「深川市下水道中期ビジョン」に基づき進めてきました。

経営戦略は、平成28(2016)年1月の国（総務省）の通達に基づき、下水道3事業の経営及び財政状況を踏まえ、下水道の目指すべき方向性と事業展開を示すものとして、平成29(2017)年3月に、計画期間を平成29(2017)年度から令和8(2026)年度までの10年間として策定しました。

前回の改訂版は、本戦略の中で「使用料見直し作業と併せて検討する。」としていますので、平成30(2018)年度の使用料算定に併せて検討し、同年8月に改訂しています。

改訂後の使用料見直し作業を、令和4(2022)年度に予定していましたが、下水道3事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）を適用（以下「法適用」という。）し、開始後の財務諸表を活用した使用料算定とするため、深川市上下水道経営審議会（以下「審議会」という。）の了承を得て2年繰り延べたため、本戦略も連動して令和6(2024)年度に改訂することとしたものです。

今後においても、本戦略の計画内容を着実に進め、市民の皆様へ安全・安心な水を安定的にお届けできるよう努めるとともに、より効率的な事業経営を目指します。

SDGsとの関連

平成27(2015)年の国連サミットで採択された『SDGs : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)』は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた令和12(2030)年までの国際目標で、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。

本計画においても、SDGsのゴール達成に向けて下水道事業を推進します。

本計画と関連があるゴール	
	1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
	2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	6 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
	8 働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
	11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
	12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産パターンを確保する
	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
	14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
	15 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

第1章 事業概要

1 事業の現況



(1) 経営形態等

下水道3事業は、令和4(2022)年度で2特別会計を閉鎖(打切決算)し、令和5(2023)年度から法適用する1企業会計として経営しています。

◇ 下水道事業 (令和5(2023)年度)

項目	状況
法適(全部・一部)・非適	法適用(全部)
適用年月日	令和5(2023)年4月1日
セグメント区分	公共下水、農集、個排
流域下水道等接続	無
広域化、共同化、最適化 実施状況	下水道3事業の統合 ※ 2特別会計→1企業会計

(2) 下水道3事業の現況

〈公共下水〉

昭和47(1972)年に事業に着手し、終末処理場である「深川浄化センター」の建設及び汚水管渠(ポンプ所・柵等を含む。以下同じ。)の整備を進め、昭和54(1979)年から深川駅南側の一部で供用を開始し、平成11(1999)年に「音江浄化センター」の供用開始以来、深川・音江処理区において汚水を処理しています。

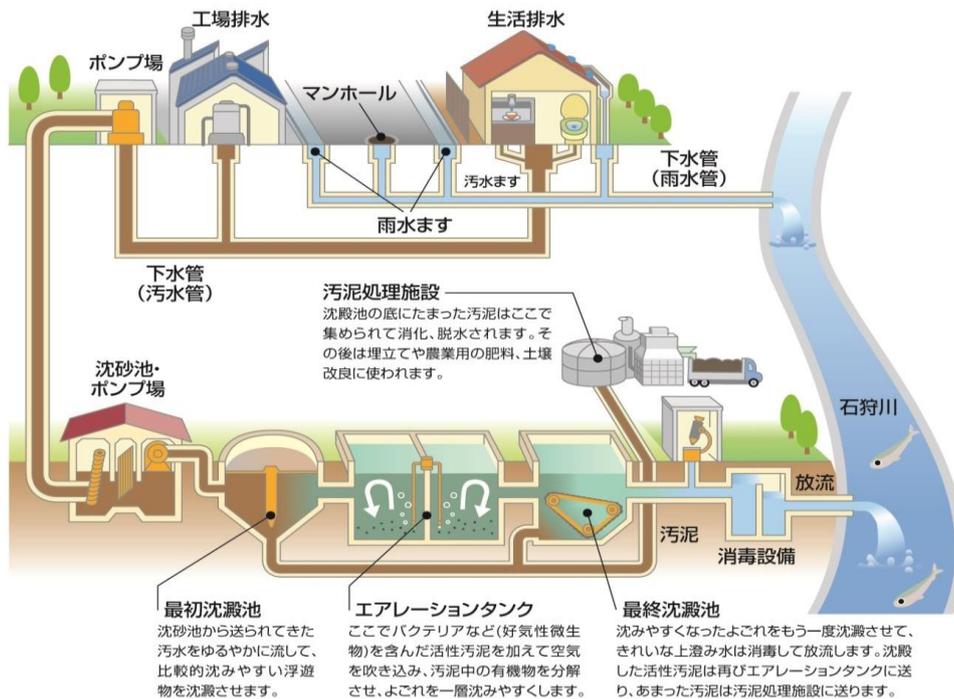
なお、公共下水は、規模が大きいことから整備や更新に時間を要するため、5年毎に認可計画を変更し、順次、整備等を進めています。

〈農集〉

納内地区は、地元期成会の要望を受け、昭和60(1985)年に事業着手、「納内農業集落排水処理場」が平成2(1990)年に完成し、市街地周辺の汚水を処理しています。

また、多度志地区は、平成7(1995)年に事業着手、「多度志農業集落排水処理場」が平成10(1998)年に完成し、市街地周辺の汚水を処理しています。

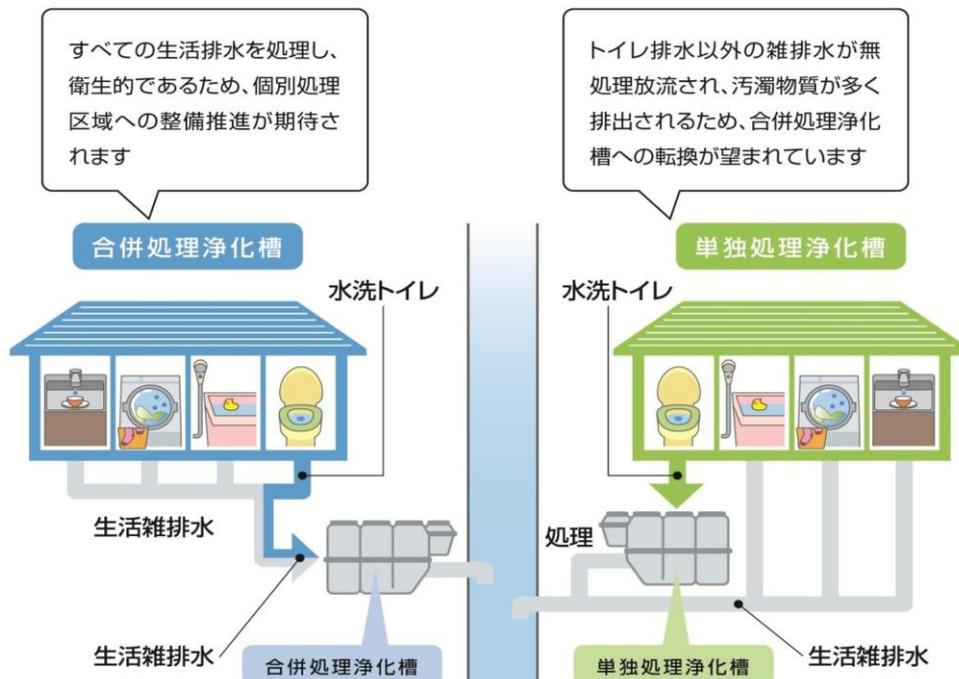
【下水道のしくみ】



〈個排〉

公共下水及び農集の処理区域を除く地域を対象に、平成7(1995)年度から実施している事業で、設置希望者の住宅敷地に合併処理浄化槽を設置し、その利用者から使用料を徴収しています。

【合併処理浄化槽と単独浄化槽】



(3) 施設

〈公共下水〉

処理区内にある家庭、店舗や会社などの台所、風呂やトイレ等から排出される汚水を下水道管（污水管渠）により処理場まで運びます。処理場では、国が定める水質基準を満たすように処理してから石狩川に放流しています。

また、汚水を処理場まで効率よく運ぶため、ポンプ場及びポンプ所を設けています。

◇ 施設の概要

(R6(2024). 3. 31)

処 理 区		全 体	深 川	音 江
供用開始		S 5 4 (1979). 7. 1	S 5 4 (1979). 7. 1	H 1 1 (1999). 11. 1
経過年数		4 4 年	4 4 年	2 4 年
処 理 区 域	面積 (ha)	6 3 6 . 6 0	5 0 2 . 5 0	1 3 4 . 1 0
	人口 (人)	1 4 , 1 9 5	1 2 , 7 5 4	1 , 4 4 1
	密度 (人/ha)	2 2 . 3 0	2 5 . 3 8	1 0 . 7 5
終末処理場 (か所)		2	1 深川浄化センター	1 音江浄化センター
ポンプ場 (か所)		2	2 公園通污水中継ポンプ場 錦町污水中継ポンプ場	0 —
管 渠	污水ポンプ所 (か所)	1 6	1 2	4
	污水管 (km)	1 1 5 . 9 9	9 3 . 6 9	2 2 . 3 0
	雨水管 (km)	4 7 . 8 8	4 4 . 3 6	3 . 5 2

〈農集〉

公共下水と同様に、処理区内にある家庭等から排出される汚水を、国が定める水質基準を満たすように処理してから石狩川と多度志川に放流しています。

また、汚水を処理場まで効率よく運ぶため、ポンプ所を設けています。

第1章 事業概要

◇ 施設の概要

(R6(2024).3.31)

処 理 区		全 体	納 内	多 度 志
供用開始		H 2 (1990). 6. 1	H 2 (1990). 6. 1	H 1 0 (1998). 5. 15
経過年数		3 3 年	3 3 年	2 5 年
処 理 区 域	面積 (ha)	1 2 8 . 0	7 4 . 0	5 4 . 0
	人口 (人)	1 , 3 4 7	1 , 0 9 4	2 5 3
	密度 (人/ha)	1 0 . 5 2	1 4 . 7 8	4 . 6 9
終末処理場 (か所)		2	1 納内集落 排水処理場	1 多度志集落 排水処理場
ポンプ場 (か所)		—	—	—
管 渠	汚水ポンプ所 (か所)	5	2	3
	汚水管 (km)	1 9 . 2 2	1 2 . 8 4	6 . 3 8
	雨水管 (km)	0 . 7 2	0 . 7 2	—

〈個排〉

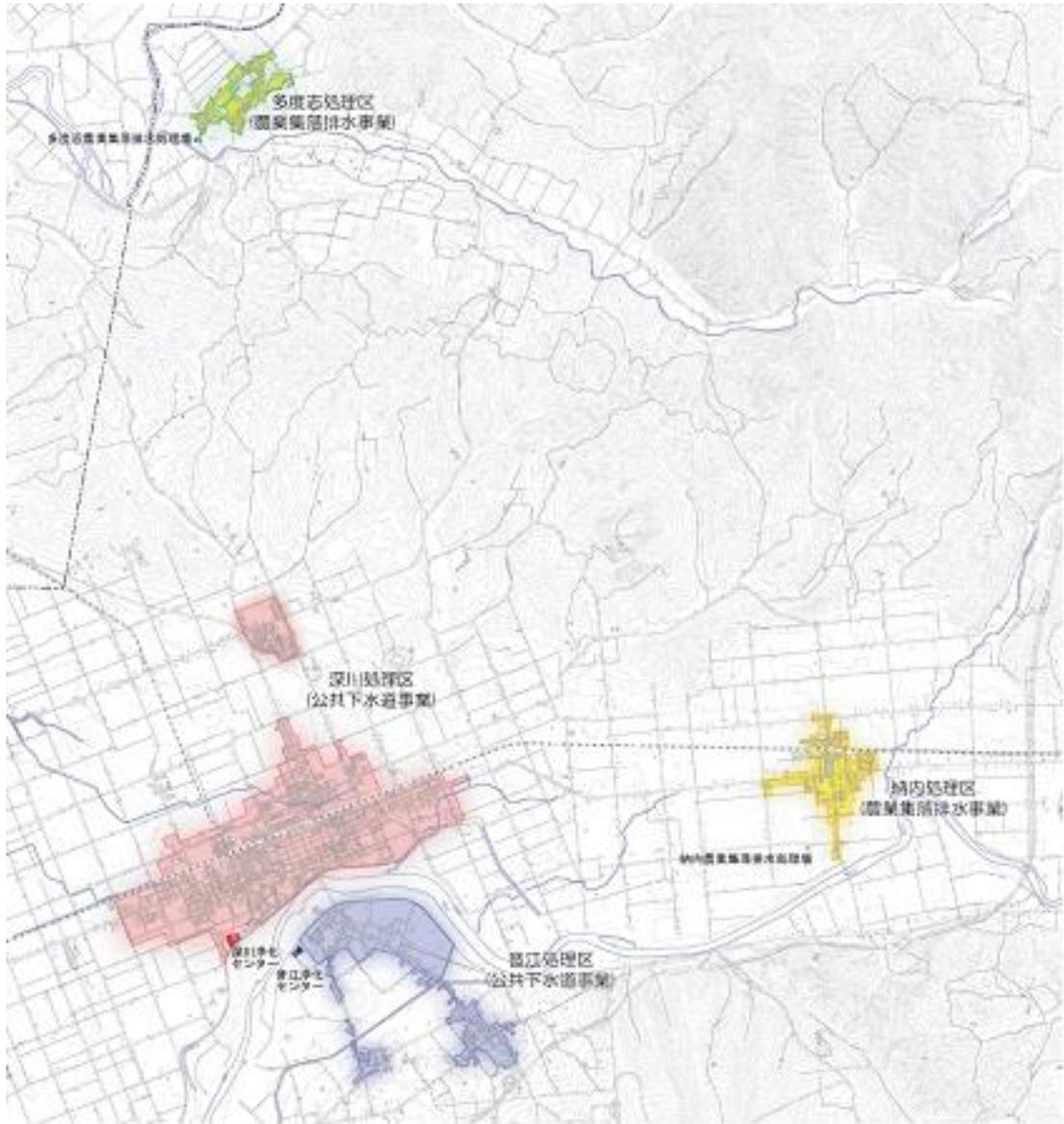
公共下水及び農集の処理区域を除く地域の個人敷地に市所有の合併処理浄化槽を設置し、その家庭の台所、風呂やトイレ等の汚水を浄化槽で処理し、付近の道路側溝等に放流しています。

◇ 施設の概要

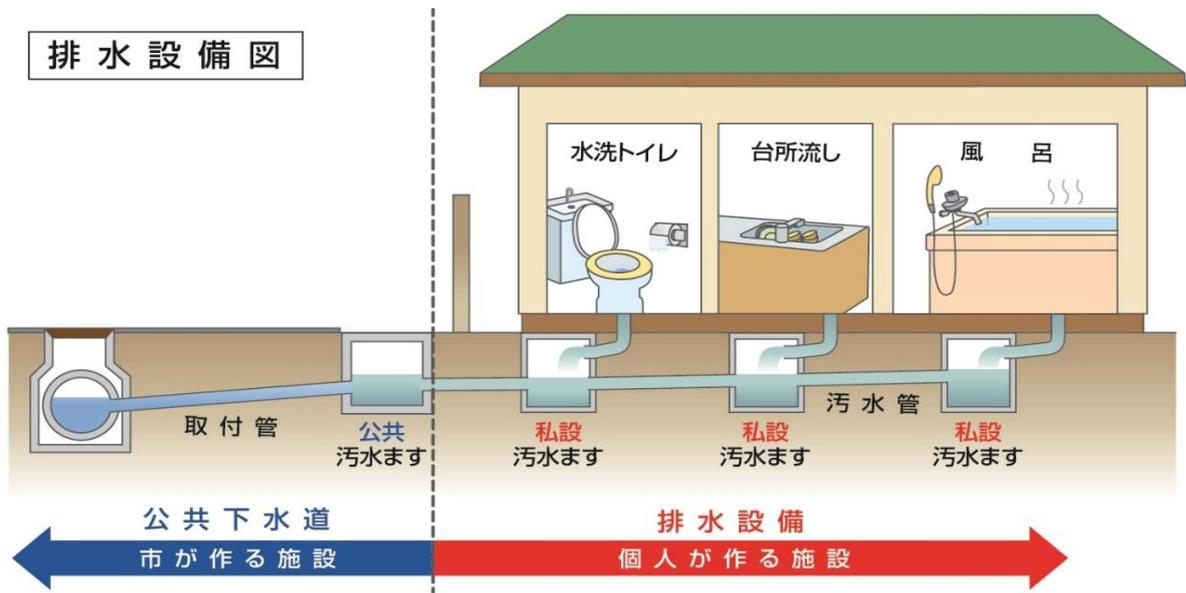
(R6(2024).3.31)

供用開始	H 7 (1995). 8. 1		経過年数	2 8 年			
処理区域	人口 (人)		1 , 9 7 0				
	人槽別合併処理浄化槽設置状況 (基)						
	5人槽	6人槽	7人槽	8人槽	9人槽	10人槽	計
深 川	1 0 9	2 0	1 0 6	2 7	1 6	2 5	3 0 3
音 江	9 1	1 6	5 4	6	1	9	1 7 7
納 内	8 8	1 9	5 2	1 6	8	1 8	2 0 1
多度志	2 4	1 1	4 0	8	7	1 2	1 0 2
計	3 1 2	6 6	2 5 2	5 7	3 2	6 4	7 8 3

【公共下水及び農集処理区域等】



排水設備図



(4) 使用料と有収水量

ア 使用料

用途区分は一般用と浴場用の2種類ですが、現在、市内には公衆浴場がないため、一般用のみが適用となっています。

[現行]

この使用料（税抜額）は、平成10（1998）年4月から適用しています。

◇ 下水道使用料（R元（2019）.10.1改定） (円)

区分	基本使用料／月			超過使用料／m3	
	水 量	使 用 料		税 抜 額 消費税額	税 込 額
		税 抜 額 消費税額	税 込 額		
一般用	8 m3	1, 340	1, 474	180	198
		134		18	
浴場用	1 m3につき	33	36		
		3			
個別排水処理施設を除く					
注) 消費税及び地方消費税 10%					

[改定]

令和7（2025）年4月からの使用料は次のとおり改正されました。

◇ 下水道使用料（R7（2025）.4.1改定） (円)

区分	基本使用料／月			超過使用料／m3	
	水 量	使 用 料		税 抜 額 消費税額	税 込 額
		税 抜 額 消費税額	税 込 額		
一般用	8 m3	1, 670	1, 837	220	242
		167		22	
浴場用	1 m3につき	41	45		
		4			
個別排水処理施設を除く					
注) 消費税及び地方消費税 10%					

なお、市の福祉施策である、低所得世帯負担軽減措置（一般用の基本使用料一部軽減）は継続します。 ※ 一般会計からの基準外繰入金

使用料の改定経過は次のとおりです。

◇ 使用料見直し・改正（消費税率改正等含む）の経過

年 月 日	改 正 内 容
(ア) H元(1989).4.1	消費税導入(3%)
a 10m ³ (旧) 1,400円→(新) 1,442円 +3.0%	
b 20m ³ (旧) 2,800円→(新) 2,884円 +3.0%	
(イ) H6(1994).4.1	使用料改定(増額)
a 10m ³ (旧) 1,442円→(新) 1,575円 +9.2%	
b 20m ³ (旧) 2,884円→(新) 3,223円 +11.8%	
(ウ) H9(1997).4.1	消費税率改正及び地方消費税導入(3%→5%)
a 10m ³ (旧) 1,575円→(新) 1,606円 +2.0%	
b 20m ³ (旧) 3,223円→(新) 3,286円 +2.0%	
(エ) H10(1998).4.1	使用料改定(増額)
a 10m ³ (旧) 1,606円→(新) 1,785円 +11.1%	
b 20m ³ (旧) 3,286円→(新) 3,675円 +11.8%	
(オ) H14(2002)～ H25(2013)	使用料据置き
(カ) H26(2014).4.1	消費税及び地方消費税率改正(5%→8%)
a 10m ³ (旧) 1,785円→(新) 1,835円 +2.8%	
b 20m ³ (旧) 3,675円→(新) 3,775円 +2.7%	
(キ) H30(2018)	使用料据置き
(ク) R元(2019).10.1	消費税及び地方消費税率改正(8%→10%)
a 10m ³ (旧) 1,835円→(新) 1,870円 +1.9%	
b 20m ³ (旧) 3,775円→(新) 3,850円 +2.0%	
(ケ) R4(2022)→ R6(2024)	法適用初(R5(2023))年度の決算に基づいて作成する収支計画の損益勘定留保資金(以下「補てん財源」という。)を見極めた使用料とするため、見直し業務をR6(2024)まで継続
(コ) R7(2025).4.1	使用料改定(増額)
a 10m ³ (旧) 1,870円→(新) 2,321円 +24.1%	
b 20m ³ (旧) 3,850円→(新) 4,741円 +23.1%	

イ 20m³あたりの使用料

基本水量・使用料及び超過料金等の区分は加味せず、単に収入として計上した20m³あたりの使用料を積算するもので、条例で定める使用料と比較することで、使用料の設定水準を測ろうとするものです。下水道3事業の水準は次のとおりとなっています。

なお、使用料軽減分は一般会計から補てんされるため含めていません。

◇ 20m³あたりの使用料水準（税抜） (円/20m³)

年度	条例	全 体		公共下水		農 集		個 排	
		決算	差額	決算	差額	決算	差額	決算	差額
H26	3,500	3,673	173	3,686	186	3,684	184	3,518	18
H27	3,500	3,684	184	3,698	198	3,690	189	3,524	24
H28	3,500	3,702	202	3,709	209	3,784	284	3,527	27
H29	3,500	3,705	205	3,719	219	3,722	222	3,526	26
H30	3,500	3,712	212	3,726	226	3,732	232	3,534	34
R 元	3,500	3,716	216	3,730	230	3,733	233	3,531	31
R 2	3,500	3,717	217	3,732	232	3,735	234	3,532	32
R 3	3,500	3,726	226	3,740	240	3,759	258	3,537	37
R 4	3,500	3,735	235	3,749	249	3,786	285	3,539	39
R 5	3,500	3,739	239	3,752	252	3,792	292	3,547	47
算定式	使用料（調定額）÷有収水量×20m ³								
※ 円未満切捨て									
※ 差額＝決算－条例に定める額（20m ³ あたり）									

ウ 有収水量と使用料の状況

過去10年間の状況は、次のとおりです。

1) - 1 有収水量 (m³)

年度	全 体	公共下水	農 集	個 排
H26	1,800,744	1,526,607	139,005	135,132
H27	1,782,158	1,505,278	139,426	137,454
H28	1,760,755	1,493,112	138,820	128,823
H29	1,744,021	1,480,778	136,070	127,173
H30	1,722,558	1,465,579	130,846	126,133
R 元	1,699,970	1,445,987	128,212	125,771
R 2	1,680,497	1,429,550	122,268	128,679
R 3	1,653,869	1,412,145	115,487	126,237
R 4	1,592,841	1,357,943	110,822	124,076
R 5	1,581,225	1,347,429	110,983	122,813

表1) - 1のうち、使用水量が20m³以下の規模別有収水量とその割合は次のとおりです。

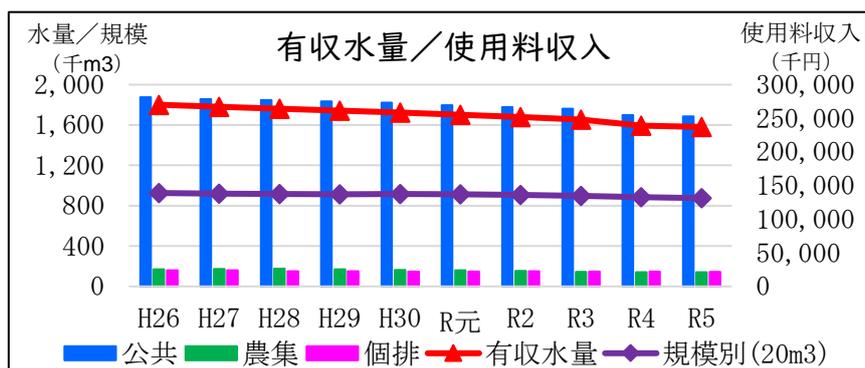
1) - 2 規模別有収水量 (20m³以下) (m³, %)

年度	全 体		公共下水		農 集		個 排	
	水量	割合	水量	割合	水量	割合	水量	割合
H26	925,833	51.4	770,759	50.5	77,825	56.0	77,249	57.2
H27	920,750	51.7	766,835	50.9	76,648	55.0	77,267	56.2
H28	917,320	52.1	764,848	51.2	74,496	53.7	77,976	60.5
H29	913,909	52.4	762,810	51.5	72,444	53.2	78,655	61.8
H30	917,373	53.3	768,015	52.4	69,643	53.2	79,715	63.2
R元	913,213	53.7	767,381	53.1	66,516	51.9	79,316	63.1
R2	906,021	53.9	760,191	53.2	65,554	53.6	80,276	62.4
R3	897,991	54.3	754,606	53.4	63,813	55.3	79,572	63.0
R4	886,062	55.6	742,695	54.7	63,439	57.2	79,928	64.4
R5	874,782	55.3	733,509	54.7	61,442	55.4	79,831	65.0
算定式	割合 = { 1) - 2 【水量】 } ÷ { 1) - 1 } × 100							

2) 使用料 (千円)

年度	全 体	公共下水	農 集	個 排
H26	330,734	281,360	25,603	23,771
H27	328,248	278,311	25,720	24,217
H28	325,901	276,923	26,262	22,716
H29	323,083	275,342	25,320	22,421
H30	319,739	273,040	24,414	22,285
R元	315,818	269,684	23,928	22,206
R2	312,294	266,739	22,828	22,727
R3	308,108	264,083	21,700	22,325
R4	297,476	254,546	20,973	21,957
R5	295,632	252,803	21,045	21,784

※ 調定額 (税抜き)



エ 使用料の見直し

使用料や受益者負担金等の水準については、算定根拠を明確にするために策定した「使用料算定要領」に基づき4年毎に使用料を見直し、経営状況を審議会へ諮りながら安定した経営に努めてきました。

令和4(2022)年度は使用料見直しの時期でしたが、法適用(R5(2023).4.1)後の財政収支計画に基づく使用料を算定するため2年延期しました。

また、法適用を受けそれまでの算定要領を改正し、使用料見直しのサイクルを、水道事業の5年に合わせることにしました。

《使用料算定要領》

令和4(2022)年度に改正した算定要領の主な内容は次のとおりです。

※ 深川市上下水道料金等算定要領(令和5年訓令第5号)

○ 算定期間 5年間

○ 使用料算定の考え方

下水道3事業の公共性から、「同一サービスは同一料金」を基本とし、下水道事業の財政収支計画を合算して使用料を算定する。

○ 対象経費

料金等算定に係る対象経費は、次に掲げる事項を基本とする。

(1) 営業費用は、合計額から控除項目の額を控除した額とする。各費用及び控除項目の額の見積りにあたっては、料金算定期間中の事業計画及び経済情勢の推移等を十分に考慮するものとする。

ア 人件費

イ 施設等維持管理費

ウ 減価償却費

エ 資産減耗費ほか

(2) 資本費用は、支払利息及び施設自体の維持等に必要とされる資産維持費とし、次に掲げる費用の合計額とする。

ア 支払利息

イ 資産維持費

○ 対象経費から除く費用

(1) 国の繰出基準に基づく公費負担経費

ア 雨水処理経費

イ 分流式下水道等経費

ウ 不明水処理経費

エ 基礎年金拠出金の公的負担経費ほか

(2) 国の繰出基準に基づかない公費負担経費

- ア 低所得世帯負担軽減措置
- イ 水洗化資金融資手数料
- ウ 収益的収支不足の解消に要する経費

○ 資本費平準化債の活用

資本費平準化債（20年償還）は、施設の減価償却期間（管渠は50年）と整備の際に借入れた企業債の償還期間（30年）との乖離、すなわち現在の使用者と将来の使用者との間に生じる不均衡を是正するために設けられている制度です。

本市はこの制度を平成16（2004）年度から活用していますが、今後においても現在と将来の使用者の均衡負担を図るものとして活用を継続します。

○ 算定要領等の変更

算定要領及び算定期間については、繰出基準の改正、経済の激変または施設等整備計画等の各種計画に変更が生じた場合など、必要に応じて変更できるものとします。

(5) 組織

- ア 令和6（2024）年3月31日現在の下水道事業の組織体制は、正職員7人及び会計年度任用職員1人となっています。
- イ 令和4（2022）年度以前は、部長及び課の管理職を水道事業（法適用）の職員とし、下水道事業特別会計がその費用の一部を負担していましたが、令和5（2023）年度の法適用（全部）により、職員給与費を上下水道事業間で応分に振り分けることとして、水道事業への一部負担を取止めました。
- ウ 課員は事務職及び技術職で、配置の推移は次のとおりです。

職員配置状況（年度末）

（上段：人、下段：歳）

年度	上下水道課			水道事業			下水道事業		
		事務職	技術職		事務職	技術職		事務職	技術職
H26	14 (3)	10 (3)	4	8 (3)	6 (3)	2	6	4	2
	47.5	47.9	46.3	54.2	55.1	51.7	38.4	37.2	40.9
H27	14 (4)	9 (4)	5	8 (4)	5 (4)	3	6	4	2
	48.2	50.0	45.0	53.0	56.1	47.9	41.8	42.4	40.5

年度	上下水道課		水道事業			下水道事業			
		事務職	技術職		事務職	技術職		事務職	技術職
H28	14 (4)	10 (4)	4	8 (4)	5 (4)	3	6	5	1
	48.3	49.7	44.9	53.3	55.9	48.9	41.8	43.6	32.8
H29	15 (3)	10 (3)	5	7 (3)	5 (3)	2	8	5	3
	47.8	47.8	47.6	50.3	50.9	48.4	45.6	44.7	47.1
H30	15 (4)	11 (4)	4	8 (4)	6 (4)	2	7	5	2
	49.4	49.5	49.0	50.7	51.1	49.4	47.9	47.6	48.7
R元	14 (5)	11 (5)	3	8 (5)	7 (5)	1	6	4	2
	49.0	50.0	45.5	50.8	49.5	59.6	46.7	50.8	38.5
R2	16 (5)	12 (5)	4	9 (5)	8 (5)	1	7	4	3
	46.8	45.7	50.2	52.8	51.9	60.6	39.0	33.2	46.7
R3	15 (4)	11 (4)	4	8 (4)	7 (4)	1	7	4	3
	42.7	43.6	40.5	48.9	47.1	61.6	35.7	37.4	33.4
R4	15 (4)	11 (4)	4	8 (4)	7 (4)	1	7	4	3
	45.6	47.1	41.5	47.5	48.7	38.8	40.1	44.3	34.4
R5 (法適用)	14 (4)	9 (4)	5	6 (3)	5 (3)	1	8 (1)	4 (1)	4
	45.3	48.7	39.2	48.8	49.5	45.3	42.7	47.8	37.7

※ 上段：職員数（ ）内はうち管理職の人数、下段：平均年齢

※ 管理職は決算状況報告との整合を図るため「事務職」に計上し、R4までは水道事業に、R5(2023)以降（法適用後）は、部長は水道事業に、課長以下は両事業にそれぞれ配置

※ 水道技術管理者は管理職に、下水道管理者は下水道事業技術職にそれぞれ配置

※ 再任用職員を含む。R2(2020)以降は会計年度任用職員2名を計上（各事業に1名配置）

2 経営健全化の取組み



(1) 下水道事業の経緯

公共下水の深川処理区は、昭和54(1979)年の供用開始から44年が経過し、音江処理区は、平成11(1999)年の供用開始から24年が経過しています。

農集の納内処理区は、平成2(1990)年の供用開始から33年が経過し、多度志処理区は、平成10(1998)年の供用開始から25年が経過しています。

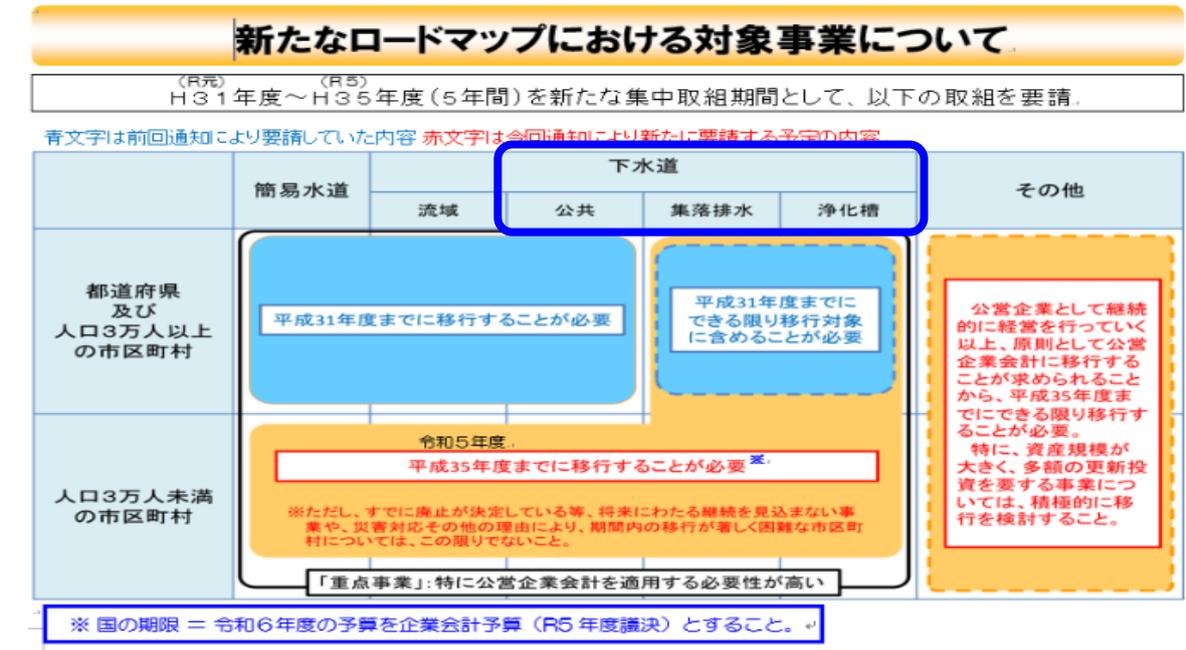
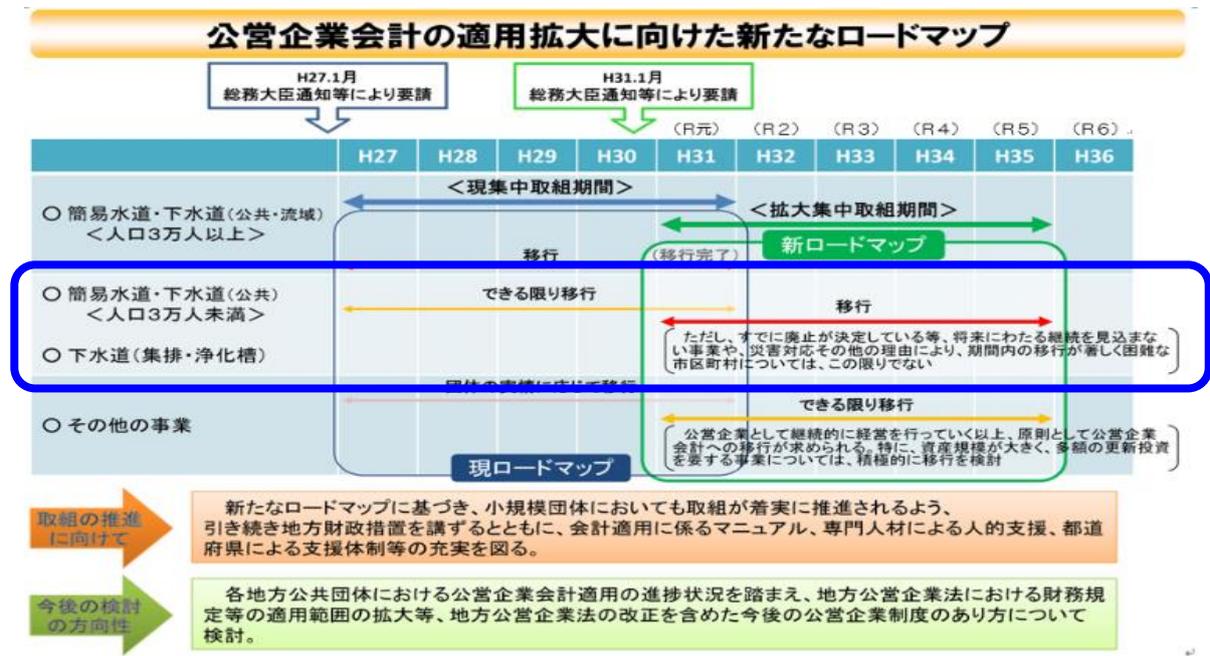
個排は、公共下水と農集の処理区を除く地区をカバーするため、平成7(1995)年度から整備を開始し、毎年10基程度の合併処理浄化槽を設置しています。

※ R6(2024).3.31 現在：783基

(2) 事業統合と経営の一体化

総務省から発出された「公営企業会計の適用の更なる推進について (H31.1 総財公第9号)」により、人口3万人未満の市区町村においても令和6(2024)年度までに、下水道事業(農集・個排を含む。)の法適用推進が求められ、国交省発出の「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について (R2.3 国水下事第56号)」にて法適用が交付要件とされました。

これを受け令和5(2023)年度から、下水道事業の法適用と経営の一本化を図るため、3事業を統合する一つの企業会計としました。



(3) 事業の広域化

- ア 処理場間が遠距離のため、公共下水と農集の統合や近隣自治体とのハード面での広域化は考慮していませんが、令和5(2023)年3月31日を以って下水道事業及び農業集落排水事業の2特別会計を閉鎖（打切決算）し、翌4月1日から事業統合した1企業会計（法適用）とすることで、ソフト面での広域化を図りました。
- イ 公共下水及び農集における維持管理業務の一本化による事業の広域化を図り、コスト削減に努めています。



3 民間活力の活用等

民間活用の状況	民間委託	公共下水 農集	下水処理業務（処理場・ポンプ場・管渠）、水質等成分分析検査、自家用電気工作物保安管理業務、消防用設備点検、汚泥運搬・処理（堆肥化を含む）、管渠清掃業務、場内道路除雪ほか
		個排	浄化槽保守点検業務、浄化槽清掃業務（計画清掃・一般清掃）
		共通	水洗便所等改造資金融資（市内金融機関）
	指定管理者制度	現在、導入の予定なし	
	PPP・PFI	課題：受託者の存在、公益的運営の可否（営利追及の制御）等の調査・研究を要す	
資産活用の状況	エネルギー利用	公共下水	処理汚泥の肥料登録による農地還元利用 処理場と近接する公共施設の水洗トイレに処理水を活用
		農集 個排	処理汚泥を肥料として農地還元利用
	土地・施設等利用	公共下水	敷地の一部を都市計画公園として利用

(1) 民間活力の活用

- ア 公共下水及び農集の全施設に係る指定管理者制度やPPP・PFIは活用していませんが、維持管理は民間業者に委託しています。業務内容は次のとおりです。

- 下水処理業務（処理場・ポンプ場・管渠）、水質等成分分析検査、自家用電気工作物保安管理業務、消防用設備点検、汚泥運搬・処理（堆肥化を含む）、管渠清掃業務、場内道路除雪ほか

イ 個排は、市内4地区毎に浄化槽保守点検業務を委託し、施設の機能維持に努めています。業務内容は次のとおりです。

○ 浄化槽保守点検業務、浄化槽清掃業務（計画清掃・一般清掃）

ウ 水洗便所等の改造資金融資を市内の金融機関に委託（市が損失補償）しています。

エ 使用料徴収業務（滞納整理を含む）は水道事業が担っていますが、上下水道課として上下水道事業を一体的に運営しているため、事業間での業務委託契約は締結せず、下水道事業の徴収業務に係る人件費相当分を負担しています。

オ 下水道事業を巡る厳しい経営状況や執行体制の中でも、持続可能な事業運営のため、ウォーターPPPの導入に向けた調査・研究・検討に努めます

(2) 資産活用の状況

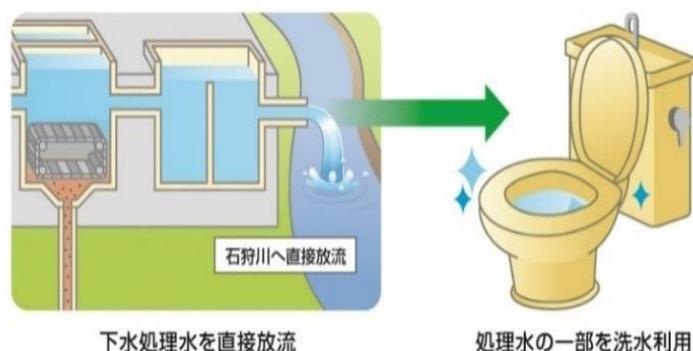
〈公共下水〉

ア エネルギー活用

下水汚泥を肥料の原料としており、ほぼ全量を農地に還元し、有効利用されています。

イ 処理水の活用

処理場と近接する公共施設の水洗トイレに活用しています。



ウ 有形固定資産

(ア) 土地 有効利用を図るため、音江浄化センター敷地の一部を都市計画公園として利用しています。

(イ) 建物 深川市公共施設等総合管理計画（R4(2022)～R13(2031)）では、総床面積の削減が必要とされており、建替時期を見据えた今後の検討課題としています。

〈農集・個排〉

ア エネルギー活用

農集処理場及び合併処理浄化槽から発生する汚泥は、北空知衛生センター組合の処理施設（汚泥再生センター）において肥料となり、ほぼ全量を農地に還元し、有効利用されています。



4 経営比較分析表の活用

総務省が平成28(2016)年から公表している「経営比較分析表」は、経年比較や他の公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析などを自治体が自ら行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となるものです。

また、本戦略の改訂を進める上で有益な情報であり、市議会や住民に対する経営状況の説明資料として活用しています。

「経営比較分析表」にある「類似団体区分」とは総務省による分類で、同じ分類に区分されている全国の自治体等が「類似団体」となります。

本市の区分は次のとおりです。

(R6(2024). 3. 31 現在)

項目	公共下水	農集	個排
類似団体区分	C d 1	F 1	L 2
区域内人口	3万人未満	—	—
処 理 区 域 内	処理人口	14,727人	—
	処理面積	637ha	—
	人口密度	23.1人/ha	—
	密度区分	25人/ha 未満	—
供用開始	S54(1979). 7. 1	H 2(1990). 6. 1	H 7(1995). 8. 1
経過年数	30年以上 (44年)	30年以上 (33年)	15年以上 (28年)
※毎年度、総務省に報告している決算統計値に基づき区分されています。			

本市と類似団体との比較は下記に記載の資料編をご参照ください。

- | | | |
|----------|-----|-------|
| (1) 公共下水 | 資料編 | P 5 4 |
| (2) 農集 | 資料編 | P 5 5 |
| (3) 個排 | 資料編 | P 5 6 |

なお、「経営比較分析表」は市のホームページにて公表しています。

※ 市ホームページ/URL :

<https://www.city.fukagawa.lg.jp/cms/section/jogesuid/uo2pli0000014chv.html>

(1) 経営の健全性・効率性

ア 経常収支比率

使用料等の経常的な収入が維持管理費等の経常的な費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

100%以上は単年度収支が経常利益（黒字）があり健全経営といえますが、100%未満は経常費用を賄えておらず、単年度収支に経常損失（赤字）が生じている状態で、健全経営とはいえません。

(%)

年度	全 体	公共下水		農 集		個 排	
			平均		平均		平均
H26	77.20	78.56	93.04	59.13	100.95	81.31	93.87
H27	80.90	82.89	95.24	61.60	99.64	81.57	93.17
H28	81.93	83.95	98.60	61.64	97.34	83.81	91.08
H29	90.92	93.04	100.94	72.16	100.99	89.49	93.87
H30	89.98	91.28	102.79	77.65	101.27	89.52	86.84
R 元	90.58	91.80	101.51	79.36	101.91	90.09	89.75
R 2	87.69	88.12	103.78	81.69	103.09	89.36	96.14
R 3	89.96	92.11	103.57	73.81	102.11	89.00	95.60
R 4	80.16	81.46	102.34	66.52	101.91	84.08	93.57
R 5	97.92	99.93	106.80	104.84	103.07	66.71	96.48
算定式	～R4	総収益 ÷ (総費用 + 企業債償還金) × 100					
	R5～	経常収益 ÷ 経常費用 × 100		※ 法適用：R5.4.1			
		(ア) 経常収益 = 営業収益 + 営業外収益					
		(イ) 経常費用 = 営業費用 + 営業外費用					

※ 「平均」とは「類似団体平均」のことです。

イ 累積欠損金比率

営業収益に対する累積欠損金（累積赤字）の状況を表しており、累積欠損金がないことを示す0%が求められます。

(%)

年度	全 体	公共下水		農 集		個 排		
			平均		平均		平均	
R 5	9.98	4.62	26.89	0.00	120.64	113.65	224.60	
算定式	累積欠損金 ÷ (営業収益 - 受託工事収益) × 100						※ 法適用：R5.4.1	
※「平均」とは「類似団体平均」のことです。								

ウ 流動比率

流動負債に対する流動資産の比率で、短期的な債務への支払能力を表しており、100%以上が求められます。

100%を下回る場合は、1年以内に現金化できる資産（流動資産）で、1年以内に支払わなければならない負債（流動負債）を賄えないことを示すため、支払能力を高めるための経営改善が必要となります。

しかし、100%未満であっても、流動負債には建設改良費等に充てられた企業債が含まれており、この財源により整備した施設等の供用に伴う使用料収入等を得ることができるため、一概に支払能力がないとはいえない点も踏まえて分析する必要があります。

(%)

年度	全 体	公共下水		農 集		個 排		
			平均		平均		平均	
R 5	39.73	39.95	77.26	37.57	39.82	40.40	132.16	
算定式	流動資産 ÷ 流動負債 × 100						※ 法適用：R5.4.1	
※「平均」とは「類似団体平均」のことです。								

エ 企業債残高対事業規模比率

使用料収入に対する企業債残高の規模を表していますが、明確な数値基準はなく、経年変化や類似団体との比較により、『投資規模は適切か』、『使用料は適切か』、『企業債残高が少ないのは必要な事業の先送りか』といった分析を行い、経営改善の是非について判断する目安となるものです。

(%)

年度	全 体	公共下水		農 集		個 排	
			平均		平均		平均
H26	761.93	773.09	721.06	895.84	1,044.80	483.06	701.33
H27	703.61	710.17	862.87	871.27	1,081.80	448.08	663.76
H28	625.85	648.51	671.97	629.17	974.93	344.58	566.35
H29	1,387.72	1,540.23	798.84	959.00	855.80	0.00	888.80
H30	518.33	520.82	692.13	966.64	789.46	0.00	855.65
R 元	470.81	474.50	807.75	866.74	826.83	0.00	862.99
R 2	400.96	434.68	812.92	406.39	783.80	0.00	782.91
R 3	317.61	342.76	765.48	338.49	778.81	0.00	783.21
R 4	362.21	389.27	742.08	162.33	718.49	237.15	902.04
R 5	1,262.57	1,192.44	730.84	1,840.41	743.31	1,518.13	992.16
算定式	～R4	(企業債現在高合計－一般会計負担額) ÷ (営業収益－雨水処理負担金－受託工事収益) × 100					
	R5～	企業債現在高－ ÷ 使用料収益 × 100				※ 法適用：R5.4.1	

※「平均」とは「類似団体平均」のことです。

オ 経費回収率

施設維持管理など汚水処理に係る経費を、使用料がどの程度賄えているかを表しています。

100%未満は、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減など、経営改善を図る指標となります。

(%)

年度	全 体	公共下水		農 集		個 排	
			平均		平均		平均
H26	87.17	90.03	84.86	93.02	50.82	60.26	53.48
H27	89.83	93.41	85.36	91.31	52.19	61.55	53.76
H28	88.94	91.98	86.34	88.15	55.32	63.77	51.57
H29	100.76	105.26	86.85	92.50	59.80	70.76	52.55
H30	97.34	101.43	89.98	93.12	57.77	67.48	52.23
R 元	94.66	99.93	96.94	98.88	57.31	56.06	50.06
R 2	95.13	99.39	85.40	99.80	68.11	61.40	49.38
R 3	100.80	106.69	87.80	96.06	67.23	62.83	48.53
R 4	76.50	81.93	86.51	75.95	61.82	43.28	46.11

年度	全 体	公共下水		農 集		個 排	
			平均		平均		平均
R 5	96.44	99.45	89.17	131.13	61.15	60.01	45.55
算定式	使用料÷汚水処理費（公費負担分を除く）×100						
※「平均」とは「類似団体平均」のことです。							

カ 汚水処理原価

有収水量1m³あたり、どれくらいの汚水処理費用がかかっているかを示しており、明確な数値基準はなく、経年変化や類似団体との比較等により、本市の状況を把握するための指標です。

令和5(2023)年度は、公共下水は平均より若干高く、農集は105円、個排は35円ほど下回っています。

(円/m³)

年度	全 体	公共下水		農 集		個 排	
			平均		平均		平均
H26	227.11	220.64	188.14	214.79	300.52	312.78	277.29
H27	222.98	214.82	188.79	225.58	296.14	309.66	275.25
H28	225.13	218.54	175.12	228.16	283.17	298.29	291.01
H29	199.75	191.92	177.15	218.45	263.76	270.91	292.45
H30	206.67	199.03	175.05	216.73	274.35	285.03	294.05
R 元	214.10	203.73	179.63	205.01	273.52	342.65	309.22
R 2	215.59	207.18	188.57	206.56	222.41	317.60	316.97
R 3	203.81	193.28	187.69	215.89	228.21	310.57	326.17
R 4	206.11	193.37	188.24	209.14	246.90	342.79	336.93
R 5	193.88	188.67	184.85	144.63	250.43	295.56	331.17
算定式	汚水処理費（公費負担分を除く）÷年間有収水量（千m ³ ）						
※「平均」とは「類似団体平均」のことです。							

キ 施設利用率

施設の利用状況や適正な規模を判断するための指標です。

施設の1日の処理能力に対する1日平均処理量の割合で、明確な数値基準はなく、利用率が高いほど施設規模が適正と判断できます。

しかし、緊急事態への対応から、必ずしも高率である必要性はないと考えています。

(%)

年度	全 体	公共下水		農 集		個 排	
			平均		平均		平均
H26	74.09	84.80	64.23	43.49	53.24	39.07	52.52
H27	71.48	82.51	59.40	41.69	52.31	39.37	54.14
H28	73.44	85.66	55.58	41.78	60.65	36.58	132.99
H29	71.88	83.43	54.05	43.00	51.75	35.88	51.71
H30	77.46	91.27	57.54	42.83	50.68	35.13	50.56
R 元	70.31	82.26	55.55	39.98	50.14	34.60	47.35
R 2	66.20	76.57	55.84	40.23	55.26	35.09	46.36
R 3	66.51	76.02	55.78	42.83	54.54	34.29	228.91
R 4	69.46	80.25	54.86	42.51	52.90	33.40	45.36
R 5	66.63	76.54	55.04	42.43	52.63	32.91	45.93
算定式	晴天時1日平均処理水量÷晴天時現在処理能力×100						
※「平均」とは「類似団体平均」のことです。							

ク 水洗化率

処理区域内人口に対して水洗便所を設置・利用している人口の割合を表しています。100%未満は、接続できる状態でも未接続者がいるということです。未接続者へアプローチすることで水洗化率を上げるなど、使用料収入の向上・経営改善を図るための指標となるものです。

(%)

年度	全 体	公共下水		農 集		個 排	
			平均		平均		平均
H26	93.69	93.46	90.92	87.86	84.07	100.00 ※	84.94
H27	93.72	93.49	89.81	87.84	84.32		84.69
H28	94.54	93.34	93.10	89.35	84.58	※ 浄化槽の 設置申請 者すべて に設置	82.94
H29	94.90	94.62	92.88	90.64	84.84		82.91
H30	95.05	94.76	92.87	90.83	84.86		83.85
R 元	95.34	95.14	91.64	90.62	84.98		81.21
R 2	95.27	95.14	92.34	90.26	90.52		83.08
R 3	95.49	95.40	91.78	90.16	90.30	82.61	
R 4	96.47	96.55	91.37	90.51	90.30	82.21	
R 5	96.70	96.84	91.92	90.42	90.32	82.98	
算定式	現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口×100						
※「平均」とは「類似団体平均」のことです。							

(2) 施設の老朽化

ア 有形固定資産減価償却率（減価償却累計率）

有形固定資産（施設・設備）の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標です。

高率になるほど、保有資産の耐用年数到達までの期間が短くなります。

(%)

年度	全 体	公共下水		農 集		個 排	
			平均		平均		平均
R 5	4.70	4.52	31.14	5.07	30.50	8.98	39.70
算定式	有形固定資産減価償却累計額÷有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100						
	※ 法適用：R5.4.1						
※「平均」とは「類似団体平均」のことで。							

イ 管渠老朽化率

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表し、管渠の老朽化度合を示しており、高率であるほど老朽化が進んでいると考えられます。

公共下水及び農集は、供用開始から法定耐用年数が経過していないため該当する管渠はありません。また、個排には管渠がありません。

(%)

年度	全 体 ※個排除く	公共下水		農 集		個 排	
			平均		平均		平均
R 5	0.00	0.00	0.73	0.00	0.00	—	—
算定式	法定耐用年数を経過した管渠延長÷下水道布設延長×100						
	※「平均」とは「類似団体平均」のことで。 ※ 法適用：R5.4.1						

ウ 管渠改善率

当該年度に管渠を更新（布設替等）した管渠延長の割合を表します。

数値が2%の場合、すべての管渠を更新するのに50年かかるなど更新ペースの状況が把握できるものです。

(%)

年度	全 体 ※個排除く	公共下水		農 集		個 排	
			平均		平均		平均
H26	0.00	0.00	0.11	0.00	0.02	申請により、申請者所有の住宅敷地内に合併処理浄	
H27	0.00	0.00	0.09	0.00	0.01		
H28	0.00	0.00	0.16	0.00	2.05		

年度	全 体 ※個排除く	公共下水		農 集		個 排	
			平均		平均		平均
H29	0.00	0.00	0.15	0.00	0.01	化槽を設置する 事業のため、施 設の老朽化に関 する指標はあり ません。	
H30	0.00	0.00	0.16	0.00	0.02		
R 元	0.00	0.00	0.10	0.00	0.02		
R 2	0.00	0.00	0.09	0.00	0.02		
R 3	0.00	0.00	0.10	0.00	0.01		
R 4	0.00	0.00	0.07	0.00	0.01		
R 5	0.08	0.09	0.06	0.00	0.02		
算定式	当該年度に更新した管渠延長÷下水道布設延長×100						
※「平均」とは「類似団体平均」のことで。							

(3) 経営比較分析表による現状と課題

公共下水や農集は、「地域インフラ」であり、欠かすことのできない事業として、次の内容を中長期的に解決していかなければなりません。

また、個排は、合併処理浄化槽を設置する事業ではあるものの、他の下水道事業と機能は同じであることから「地域インフラ」の一つと考えています。

ア 経常収支比率及び料金回収率の改善

経費回収率向上に向けたロードマップ

項目	年度	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	
		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
本 戦 略	計画期間		→															
	改訂業務	→					→						→					→
	改訂後																	
使 用 料	算定期間		→															
	算定業務						→						→					→
	算定後	→																

下水道3事業を類似団体と比較した場合、汚水処理原価及び経費回収率は公共下水と個排が高く、農集は平均を下回っていますが、将来的には使用人口の減少により、大幅な収入減が見込まれます。

当面の目標は、経費節減を図るとともに、収益的収支比率100%を目指し、公共下水及び農集区域内の未接続家屋の解消や合併処理浄化槽の設置、更には個人設置の単独浄化槽を個排（合併処理浄化槽）に切り替えるなどにより、水洗化率を含めた下水道接続率の向上や、侵入水対策などに取組みます。

イ 施設の更新

施設の更新における主な課題は次のとおりです。

- (ア) 下水道施設の定期的な調査（点検・診断）の実施
- (イ) 下水道施設の効率的な改築・修繕計画の策定と実施
- (ウ) 管渠や汚水枳等の不良箇所調査と修繕
- (エ) 下水道総合地震対策計画の策定
- (オ) 下水道施設に対する段階的な耐震化対策の実施

下水道施設の更新及び老朽管の布設替えに当たっては、法定耐用年数の到達・超過をもって直ちに更新・布設替えに着手することとはせず、既存施設の長寿命化を図りつつ、現地調査により劣化状況等を把握したうえで、優先度や重要度等を踏まえて総合的に判断し、公共下水は「深川市下水道ストックマネジメント計画（以下「ストマネ」という。R5(2023)改定。）」、農集は「深川市農業集落排水施設最適整備構想（以下「最適構想」という。R3(2021)策定。）」を策定・推進することで、これらの課題解決に努めます。

第2章 将来の事業環境

処理人口の予測は、「深川市まち・ひと・しごと創生『人口ビジョン』（令和2(2020)年3月改訂。以下「市人口ビジョン」という。）」を基に、本事業の変動率を勘案し算出しています。



1 処理人口予測

国立社会保障人口問題研究所が公表（平成30(2018)年3月）している本市の「行政人口推計」に準拠し、市人口ビジョンにおいて作成したパターン1とシミュレーション1～3のうち、ストマネ等の計画と整合を図るため「シミュレーション3」により積算することとします。

市人口ビジョンでは、2030(R12)年が17,857人、2040(R22)年には15,261人にまで減少するとされ、2020(R2)年以降20年間における5年毎の平均が6.97%、特に2030(R12)年以降は5年毎の平均で7.55%の人口減少が予測されています。

市人口ビジョン 推計値

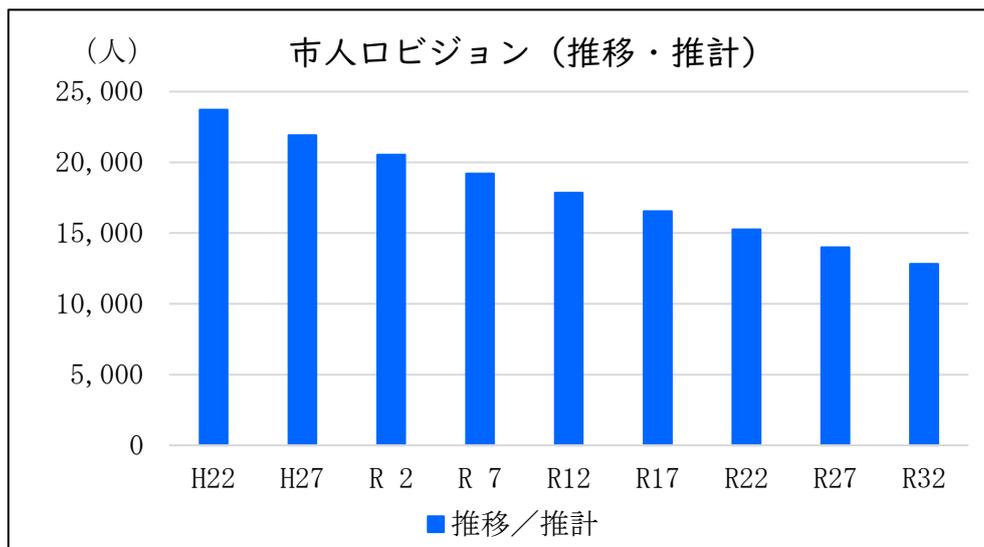
(人、%)

西 暦	和 暦	推 計 人 口	平均変動率	人口変動	人 口 指 数	
2010	H22	23,709	—	—	—	—
2015	H27	21,909	△1.52/年	※ 基準とする。		
2020	R 2	20,533	△1.26/年	△1,376	93.72	△6.28
2025	R 7	19,200	△1.30/年	△2,709	87.64	△12.36
2030	R12	17,857	△1.40/年	△4,052	81.51	△18.49
2035	R17	16,541	△1.47/年	△5,368	75.50	△24.50
2040	R22	15,261	△1.55/年	△6,648	69.66	△30.34
2045	R27	14,002	△1.65/年	△7,907	63.91	△36.09
2050	R32	12,812	△1.70/年	△9,097	58.48	△41.52

※ 市人口ビジョン：シミュレーション3

※ 人口指数：2015(H27)の総人口を100としたときの総人口の指数

※ 2045(R27)及び2050(R32)は、財政収支計画(30年間)用の推計値



一方、本市における処理人口と処理戸数の推移は、下表のとおりで、令和元(2019)年度と令和5(2023)年度の比較では、処理人口が1,163人(6.43%)の減少、処理戸数は840戸(7.98%)の減少となっていますが、人口減少に比べ緩やかに推移しています。

今後30年間の見通しは、処理人口は、6,132人(36.67%)、年平均204.4人(1.22%)の減少、処理戸数は、3,510戸(36.68%)、年平均117.0戸(1.22%)の減少見込みであり、これらを考慮した経営方針の構築が重要な課題です。

※ 今後30年間=R6~R36

第2章 将来の事業環境

処理人口

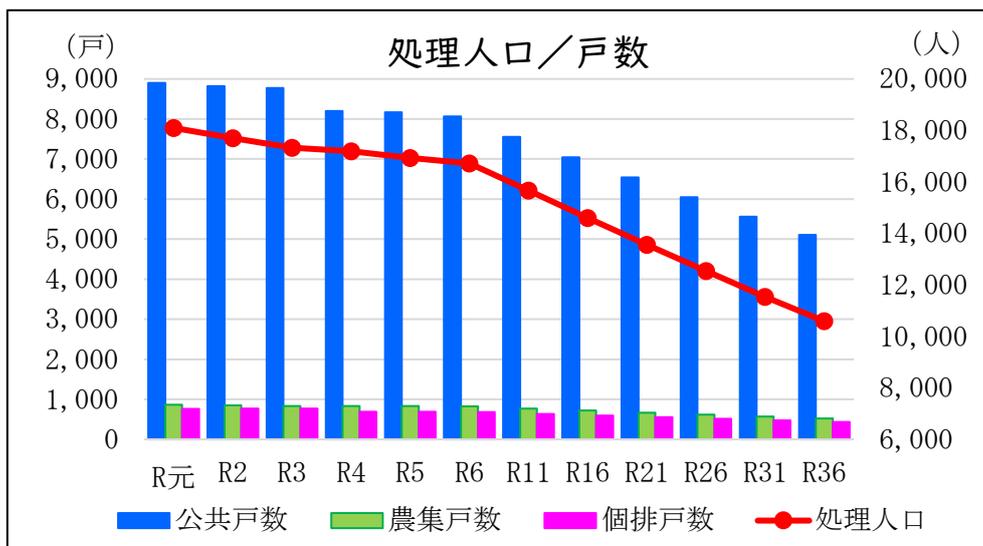
(人、%)

年度	3事業の推移			変動値	変動率
	公共	農集	個排		
R元	18,097	14,573	1,358	2,166	—
R2	17,703	14,414	1,312	1,977	△394
R3	17,330	14,081	1,270	1,979	△373
R4	17,191	13,945	1,249	1,997	△139
R5	16,934	13,746	1,218	1,970	△257
[今後の見通し] (市人口ビジョン)					
R6	16,721	13,573	1,203	1,945	△213
R11	15,662	12,713	1,127	1,822	△1,059
R16	14,597	11,849	1,050	1,698	△1,065
R21	13,556	11,005	975	1,576	△1,041
R26	12,538	10,178	902	1,458	△1,018
R31	11,537	9,366	830	1,341	△1,001
R36	10,589	8,596	762	1,231	△948

処理戸数

(戸、%)

年度	3事業の推移			変動値	変動率
	公共	農集	個排		
R元	10,532	8,902	868	762	—
R2	10,443	8,823	850	770	△89
R3	10,381	8,776	833	772	△62
R4	9,721	8,196	833	692	△660
R5	9,692	8,169	834	689	△29
[今後の見通し] (市人口ビジョン)					
R6	9,570	8,067	823	680	△122
R11	8,964	7,556	771	637	△606
R16	8,354	7,042	719	593	△610
R21	7,758	6,539	668	551	△596
R26	7,175	6,047	618	510	△583
R31	6,602	5,564	568	470	△573
R36	6,060	5,107	522	431	△542



2 処理需要予測

年々処理人口が減少し、それに伴い「有収水量（使用料収入となる量）」が下表のとおり減少傾向にあり、今後も同様となることが想定されます。

有収水量 (m³, %)

年度	3事業の推移			変動値	変動率
	公共	農集	個排		
R元	1,699,970	1,445,987	128,212	—	—
R2	1,680,497	1,429,550	128,268	△19,473	△1.15
R3	1,653,869	1,412,145	126,237	△26,628	△1.59
R4	1,592,841	1,357,943	124,076	△61,028	△3.69
R5	1,581,225	1,347,429	122,813	△11,616	△0.73
〔今後の見通し〕 (市人口ビジョン)					
R6	1,561,302	1,330,451	121,266	△19,923	△1.26/年
R7	1,541,005	1,313,155	119,690	△20,297	△1.30/年
R11	1,462,421	1,246,191	113,586	△78,584	△1.30/年
R16	1,362,878	1,161,366	105,855	△99,543	△1.40/年
R21	1,265,608	1,078,477	98,300	△97,270	△1.47/年
R26	1,170,516	997,446	90,914	△95,092	△1.55/年
R31	1,077,083	917,828	83,657	△93,433	△1.65/年
R36	988,592	842,421	76,784	△88,491	△1.70/年

※ 用途別の一般用のみ掲載（浴場用の処理実績なし）



3 使用料収入の見通し等

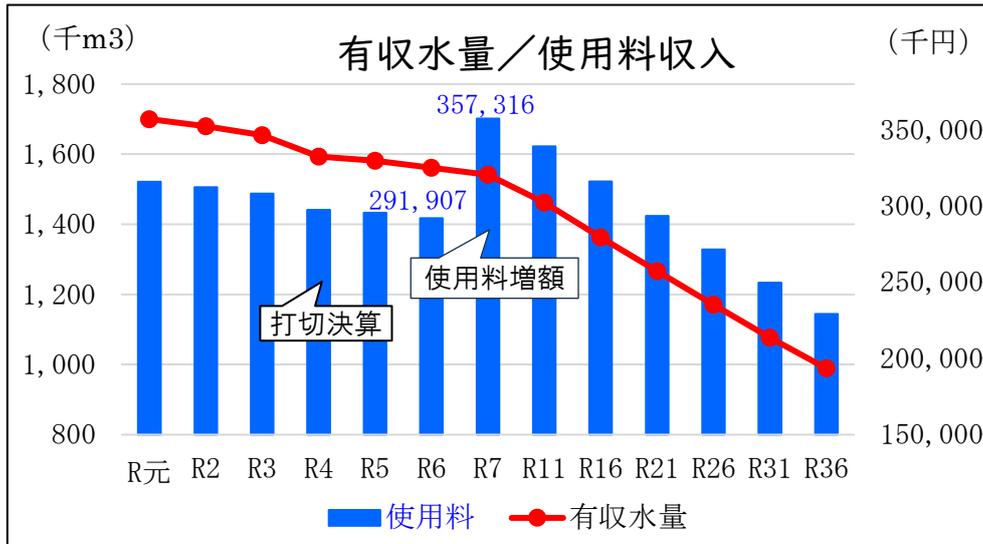
処理人口は、年々減少することが見込まれているため、今後も使用料収入の減少は避けられません。

このため、本(2024)年度に使用料体系及び使用料の見直しを図り、令和7(2025)年度から5年間の使用料について、体系は維持したまま約25%引き上げることとしました。

(1) 使用料収入

使用料（調定額／税抜き） （千円、%）

年度	3事業の推移			変動値	変動率
	公共	農集	個排		
R元	315,818	269,684	23,928	22,206	—
R 2	312,294	266,739	22,828	22,727	△3,524 △1.12
R 3	308,108	264,083	21,700	22,325	△4,186 △1.34
R 4	297,476	254,546	20,973	21,957	△10,632 △3.45
R 5	295,632	252,803	21,045	21,784	△1,844 △0.62
今後の見通し （市人口ビジョン）					
R 6	291,907	249,618	20,780	21,509	△3,725 △1.26／年
R 7	357,316	305,541	25,441	26,334	+65,409 使用料改正
R11	339,095	289,960	24,144	25,991	△18,221 △1.30／年
R16	316,013	270,223	22,500	23,290	△23,082 △1.40／年
R21	293,459	250,937	20,894	21,628	△22,554 △1.47／年
R26	271,410	232,083	19,324	20,003	△22,049 △1.55／年
R31	249,746	213,558	17,782	18,406	△21,664 △1.65／年
R36	229,227	196,012	16,321	16,894	△20,519 △1.70／年
※ 用途別の一般用のみ（浴場用の処理実績なし） ※ R4：法適用に伴う打切決算 ※ 使用料改正=R7(2025).4.1〔約25%Up〕					



(2) 使用料体系の検討

現行の使用料体系は、用途区分が一般用と浴場用の2区分で、一般用は一定水量を基本水量とする定額の基本使用料を設定し、その水量を超える使用量によって超過料金を徴収する「従量料金制」とし、浴場用は「従量料金制」のみを適用していますが、現在は本市に賦課対象となる浴場がありません。

令和5(2023)年度から公営企業として運営していますが、使用料は、固定資産の減価償却費等の補てん財源を考慮して設定する必要があります。

今後、処理人口の減少が想定されますが、持続可能な事業とするためには安定的な収入の確保が求められています。

次期算定期間(R7(2025)～R11(2029))の使用料は、税抜額が平成10(1998)年度以来27年振りの改定(約25%増額)であるため、使用料体系を維持したまま料金を引き上げることとしましたが、基本水量、基本料金や超過料金など、使用料の在り方に係る検討は次期算定時(R11(2029)見直し)に持ち越すこととなりました。

4 施設の見直し



(1) 処理場

〈公共下水〉

ア 深川浄化センター（供用開始後 44 年経過）

平成 24 (2012) 年 2 月に策定した長寿命化計画に基づき施設や設備の再構築を図り、平成 30 (2018) 年 2 月策定のストマネに基づく施設等の保全・改修等を実施してきました。今後は令和 5 (2023) 年 3 月に策定した新たなストマネに基づいて施設等の保全・改修等を進めます。

イ 音江浄化センター（供用開始後 23 年経過）

平成 30 (2018) 年 2 月策定のストマネに基づき機械設備等の更新を図りました。今後は新たなストマネに基づき施設等の保全を進めます。

〈農集〉

ア 納内集落排水処理場（供用開始後 33 年経過）

最適構想に基づく施設等の保全・改修等を実施してきました。今後においても最適構想に基づいて施設等の保全・改修等を進めます。

イ 多度志集落排水処理場（供用開始後 25 年経過）

納内処理場と同様に、今後、最適構想に基づく施設等の保全・改修等を進めます。

(2) ポンプ場

〈公共下水〉

ポンプ場は、公園通汚水中継ポンプ場と錦町汚水中継ポンプ場の 2 か所で、構造上、機械・電気設備が大半を占めます。

すでに法定耐用年数を経過している設備があり、経年劣化による故障が想定されるためストマネに基づく更新を進めます。

また、今後においても、年間修繕費用の平準化を図りながら、適時、設備更新を行う必要もあり、本戦略の見直しにおいては、修繕等にかかる維持管理費用の増加を見込んでいます。

〈農集〉

ポンプ場はありません。

(3) 管渠

〈公共下水〉

深川処理区は昭和54(1979)年、音江処理区は平成11(1999)年の供用開始以来、ともに管渠の法定耐用年数(50年)が経過していないため老朽管はありませんが、深川処理区に整備した管渠については、令和12(2030)年以降、急速に老朽化が進行すると見込んでいます。

〈農集〉

供用開始は、納内処理区が平成2(1990)年、多度志処理区が平成10(1998)年のため、法定耐用年数を超えている管渠はありません。

(4) その他

施設の修繕等の検討の際には、下水道施設が市民生活を支える重要なインフラであることを踏まえて、近年多発する自然災害などに対応できるよう、非常時や災害時における危機管理上の観点も考慮します。



5 組織の見直し

下水道3事業の運営は上下水道課が担当しています。

同課は、平成17(2005)年度の組織見直しにより、2課6係を1課3係に統合し、現在に至っています。

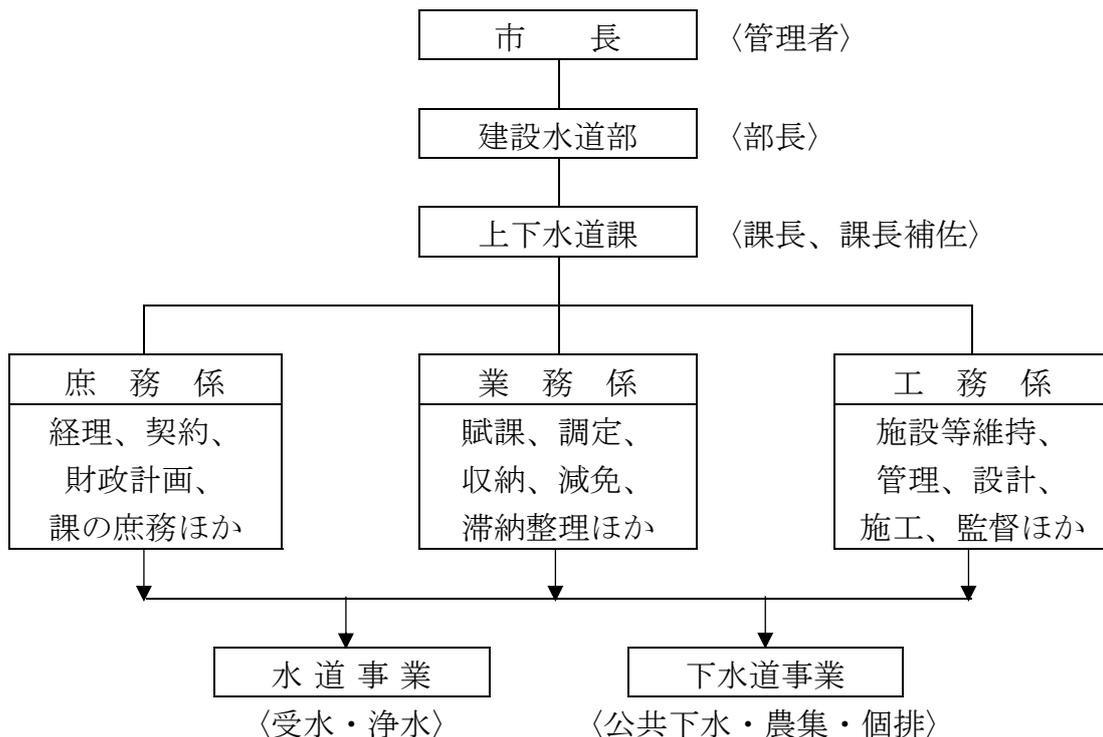
課の担当業務は、下水道事業と水道事業の運営です。【2会計・4事業】

今後は、職員減少が見込まれる中、施設の維持管理や改修事業に携わる技術系職員の確保と技術・知識の継承が最重要課題となっています。

令和5(2023)年度から下水道3事業(1会計)に公営企業法を適用し、同課が担当する事業が全て企業会計となったことから、職員の定員管理や人員配置等について市長部局との協議が不可欠となります。

また、この体制を維持しながらも、民間活力の導入のほか、将来的には処理場の統廃合等ハード面の広域化に関する検討も必要であると考えます。

組 織 図



第3章 経営の基本方針等



1 経営の基本方針

本戦略を本市の下水道事業における経営の基本方針と位置付けます。

【基本理念】

平成23(2011)年度に策定した「深川市下水道中期ビジョン」で掲げていた基本理念と事業の方向性を継承し、水道事業とともに次のとおりとします。

【基本理念】

「豊かな水と健全な暮らしを未来につなげる上下水道」

【経営方針】

今後の方針として次の項目を推進します。

(1) 健全な下水道経営

〈公共下水〉

ア 深川浄化センターは、これまで長寿命化計画に基づく主要機器の更新やストマネ（R元(2019)～R5(2023)）に基づく改築・更新を実施してきました。今後も施設の安定した運転を維持するため、令和6(2024)年3月改訂のストマネ（R6(2024)～R10(2028)）に基づく施設等の管理（状態監視保全・時間計画保全・事後保全）や改築・更新に取り組めます。

イ 音江浄化センターにおいても、ストマネに基づく施設等の管理に取り組めます。また、処理場の更新等については、深川浄化センターの改築・更新後に着手できるよう検討します。

〈農集〉

ア 納内地区処理場は、平成30(2018)年度で機能強化事業による処理場の機器更新を完了し、以降は管渠の更新を行っています。

イ 多度志地区処理場についても、順次、処理場の更新等に取り組めます。

〈経営基盤の強化〉

ア 下水道サービスを維持・継続するために、人口減少等の影響を踏まえて令和7(2025)年度から使用料を約25%増額することとし、施設更新等設備投資の平準化を図りながら安定的な経営を目指します。

イ 持続可能な循環型社会の実現、安定的な下水道サービスの提供、経営基盤の強化に向けて、健全な下水道経営を目指します。

ウ 上下水道課として水道事業も並行して運営しているため、「深川市水道事業経営戦略（H29(2017)～R8(2026)）」との均衡を図りながら、両事業が持続可能な経営となるよう取り進めます。

(2) 水環境保全と公衆衛生に向けた汚水処理及び施設整備

ア 下水道3事業は、家庭や事業所等から排出される汚水を適正に処理し、河川の水質保全や市民の豊かな生活を維持します。

イ 下水道への接続率向上を目指すため、『水洗化率100%』を本戦略の目標とし、下水道への接続推進を図ります。

(3) 循環型社会の形成に向けた下水道資源の活用

ア 下水道汚泥や再生水など、下水道資源の効率的な利用とリサイクルを促進し、環境への負荷に配慮した循環型社会を目指します。

(ア) 下水汚泥：肥料として登録・認可を受け、農業用肥料として活用しています。

(イ) 再生水：一般的に中水とも言われており、汚水処理後に川へ放流する処理水を、市内の一部の施設でトイレ用水として利用しています。

(市立深川小学校、グリーンパーク内みどり館)

(4) 持続可能な施設利用のための適正な維持管理

ア 公共下水は農村部を除く処理区のほぼ全域が整備を完了し、農集（納内及び多度志地区）は既に完了しています。

イ 今後は、財源の状況を勘案しつつ、施設の定期的点検や計画的な改築・修繕を行い、侵入水対策を含めた適正な維持管理に努めます。

(5) 都市計画に応じた雨水排水整備

ア 公共下水には浸水対策としての機能もあります。これまで大きな浸水被害は発生していませんが、「深川市都市計画マスタープラン」による土地利用形態や道路冠水が想定される箇所を考慮した上で、道路事業などの実施時期に併せて整備し、浸水被害の軽減を図ります。

2 計画期間



令和 7 (2025) 年度～令和 1 6 (2034) 年度 (10 年間)

現行の使用料は令和元(2019)年度から令和4(2022)年度までとして、最終年度中に見直す予定でしたが、法適用準備の最終年度ということもあり、法適用後の補てん財源等を見極めたうえで収支計画を作成することとして、審議会の上承を得て2年延長しています。

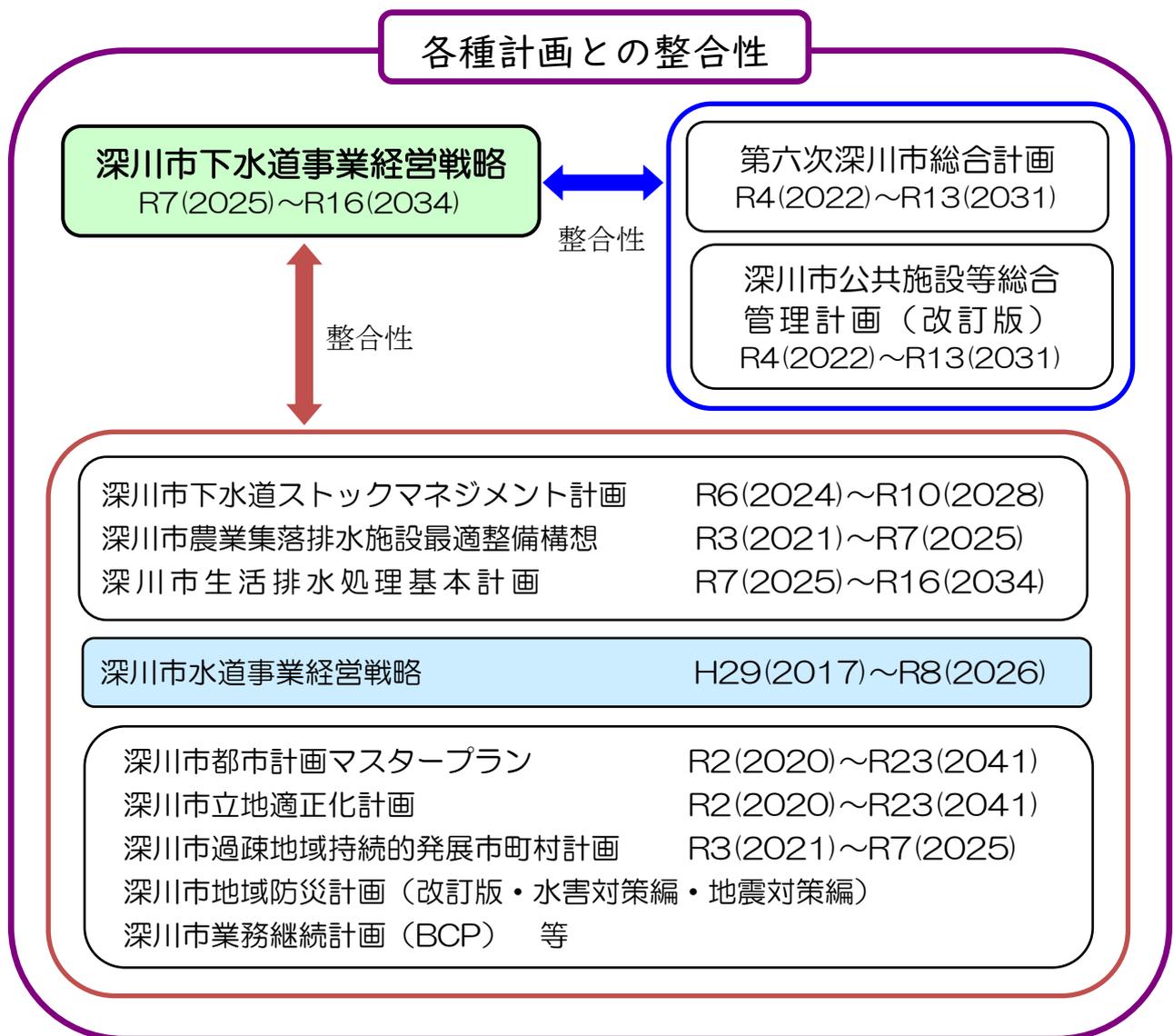
計画的な維持管理や建設改良等を盛り込んで作成した収支計画(R7(2025)～R36(2034))に基づき本戦略を改訂するものです。

また、今後も使用料見直しの際には本戦略を合わせて改訂することとし、使用料算定期間(5年)の倍を計画期間とします。ただし、使用料及び経営戦略は、算定(計画)期間内であっても、必要に応じて随時見直すことができるものとします。



3 他の計画等との整合性

市全体の基本計画である「第六次深川市総合計画」及び「深川市公共施設等総合管理計画」を上位計画として、下図に示す各種計画と本戦略との整合性を図りながら下水道3事業の推進に努めます。



第4章 投資・財政収支計画等

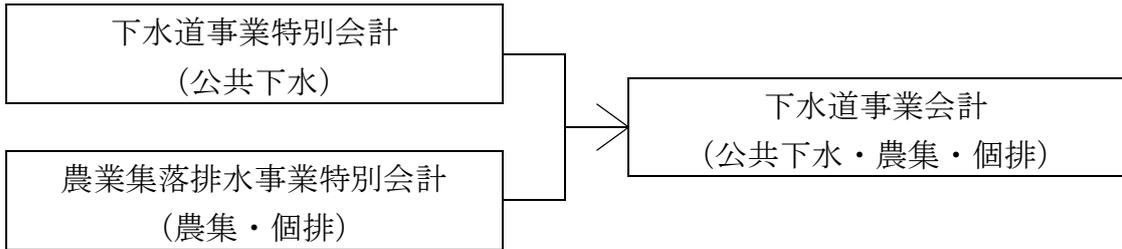
1 投資・財政収支計画

【資料 P56～P61 参照】



～令和4(2022)年度

令和5(2023)年度～



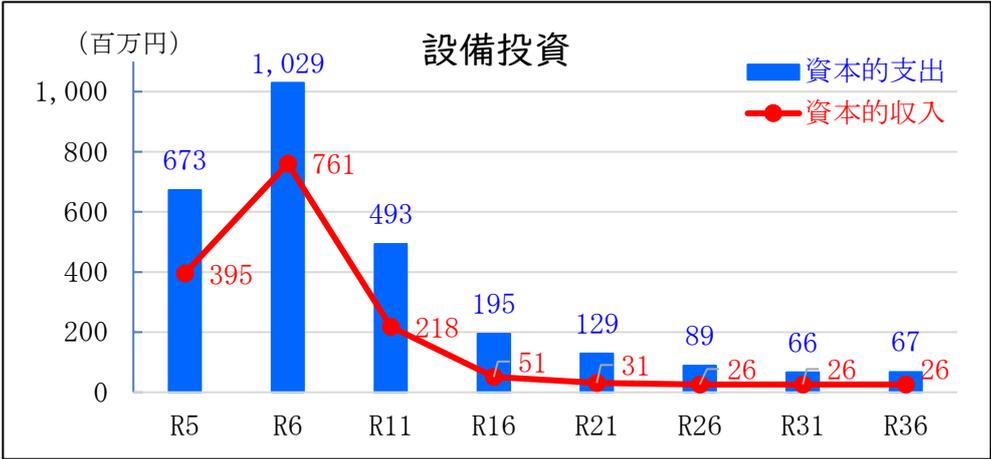
下水道事業は、令和5(2023)年度から企業会計として経営していますが、収支計画を立てるにあたり、令和4(2022)年度までの特別会計の決算（税込み／収入額）を企業会計の数値（税抜き／調定額）に置換え、企業会計の収支により近い数値としたものを基礎としたほか、総務省が作成・公表している令和4(2022)年度の経営比較分析表を考察しつつ、今後（30年間）の収支計画を立てています。

2 計画内容



今後、老朽化が進み、増大する施設更新の事業費に対応するため、ストマネ、最適構想及び深川市生活排水処理基本計画に基づく設備投資の平準化を計画的に盛り込んでいます。

(1) 設備投資



ア 投資

【資本的支出】

(千円)

項目	R5(2023) (決算)	R16(2034) (計画)	R26(2044) (計画)	R36(2054) (計画)	備考
1 建設改良費	201,623	24,000	24,000	24,000	無電柱化事業 (R元(2019)～ R10(2028))、 管渠整備、老朽 管更新等
公共下水	171,168	11,500	11,500	11,500	
農集	26,326	2,500	2,500	2,500	
個排	4,129	10,000	10,000	10,000	
2 企業債 償還金	471,765	170,539	65,314	43,314	財政融資、金融 機構、簡保資 金、過疎債、民 間資金等の償還
公共下水	381,524	125,240	46,370	30,618	
農集	56,048	29,534	8,986	3,696	
個排	34,193	15,765	9,958	9,000	
合計	673,388	194,539	89,314	67,314	
公共下水	552,692	136,740	57,870	42,118	
農集	82,374	32,034	11,486	6,196	
個排	38,322	25,765	19,958	19,000	

〈公共下水〉

- (ア) 処理区域内の污水管整備は概ね終了しています。「長寿命化計画」に基づく深川浄化センターの機器更新は平成29(2017)年度で終わっています。
- (イ) 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故や機能停止を未然に防ぐため、ストマネに基づく調査・補修や処理場等施設の延命化に取り組み、これら資産の安全性の維持向上に努めます。
- (ウ) 防災(浸水)対策の一つである雨水管渠工事も含め、補助事業及び起債対象事業として、財政収支計画に反映しています。
- (エ) 令和元(2019)年度から北海道が実施している道路改良事業(無電柱化等)に合わせ、排水管の移設や布設替えを令和10(2028)年度まで実施します。
- ※ 国道：完了、道道：至R10(2028)

〈農集〉

- (ア) 納内処理場は、平成30(2018)年度に機械設備等の更新を終え機能強化を図りました。

(イ) 多度志処理場の機能強化については、令和5(2023)年度に「維持管理適正化計画」を策定し、翌年度以降の実施設計等を経て、更新事業に着手します。

〈個排〉

(ア) 近年の合併処理浄化槽の設置基数は年間3基程度となっていることから、令和6(2024)年度以降についても年間5基を設置することとして建設改良費に計上しています。

イ 投資のための財源

【資本的収入】

(千円)

項目	R5(2023) (決算)	R16(2034) (計画)	R26(2044) (計画)	R36(2054) (計画)	備考
1 企業債	139,500	20,500	20,500	20,500	無電柱化、管整備、老朽管更新、平準化債等
公共下水	95,700	9,000	9,000	9,000	
農集	32,500	2,500	2,500	2,500	
個排	11,300	9,000	9,000	9,000	
2 出資金	117,511	26,786	2,580	2,700	企業債元金償還や補助事業費に充てるための一般会計繰入金
公共下水	80,350	22,520	0	0	
農集	5,043	0	0	0	
個排	32,118	4,266	2,580	2,700	
3 負担金及び分担金	24,307	2,750	2,507	2,277	他会計(無電柱化等)、受益者、工事等の負担・分担金
公共下水	23,963	1,730	1,487	1,257	
農集	20	20	20	20	
個排	324	1,000	1,000	1,000	
5 補助金	113,234	500	500	500	国庫、道、他会計補助金
公共下水	93,942	500	500	500	
農集	19,292	0	0	0	
合計	394,552	50,536	26,087	25,977	
公共下水	293,955	33,750	10,987	10,757	
農集	56,855	2,520	2,520	2,520	
個排	43,742	14,266	12,580	12,700	

主な収入は、建設改良に伴う補助金、企業債借入金及び受益者負担金等のほか起債元金償還に充てる出資金(一般会計からの繰入金)です。

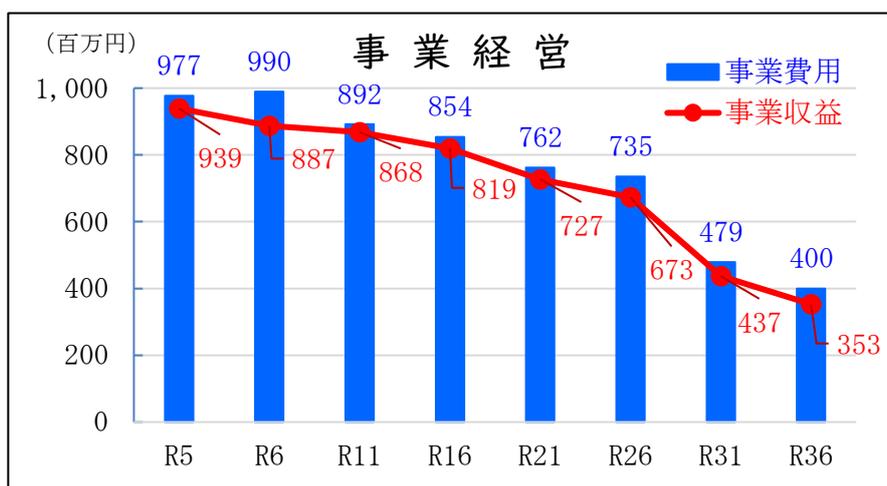
企業債は、施設等整備事業のほか、元金償還の財源として資本費平準化債を活用し、現在の使用者だけでなく将来の利用者にも負担を求めるとします。

出資金は、企業債元金償還の財源として、総務省の通達による基準内と通達によらない基準外の繰入（無電柱化事業分）があります。

負担金及び分担金は、建設改良の財源とするため、適正な賦課・徴収に努めます。

(2) 事業経営

持続可能な循環型社会の実現に向けて、安定的な下水道サービスの提供と経営基盤強化のため、令和5(2023)年度から法適用し、公営企業として経営することで健全な事業運営を目指します。



ア 事業収益

「営業収益」、「営業外収益」及び「特別利益」の3つに区分されます。

【営業収益】

(千円)

項目	R5(2023) (決算)	R16(2034) (計画)	R26(2044) (計画)	R36(2054) (計画)	備考
1 使用料収益	295,642	316,022	271,418	229,234	下水道使用料、 メーター使用料
公共下水	252,810	270,229	232,088	196,017	
農集	21,048	22,503	19,326	16,323	
個排	21,784	23,290	20,004	16,894	
2 他会計負担金	128,577	66,747	65,644	25,899	一般会計繰入金：雨水処理負担金
公共下水	127,604	65,970	64,543	24,789	
農集	973	777	1,101	1,110	

第4章 投資・財政収支計画等

項目	R5(2023) (決算)	R16(2034) (計画)	R26(2044) (計画)	R36(2054) (計画)	備考
合計	424,219	382,769	337,062	255,133	
公共下水	380,414	336,199	296,631	220,806	
農集	22,021	23,280	20,427	17,433	
個排	21,784	23,290	20,004	16,894	

使用料が営業収益のほとんどを占め、次に他会計負担金で、浸水対策として布設した雨水管に係る減価償却費（長期前受金分を除く。）や企業債支払利子等を一般会計が負担しているものです。

〈公共下水〉

使用料収益は、増額により令和7(2025)年度は3億554万8千円、10年後(R16(2034))は2億7,022万9千円、30年後(R36(2054))は1億9,601万7千円と積算しており、この30年間で約35.8%の減少を見込んでいます。

〈農集〉

使用料収益は、同じく令和7(2025)年度は2,544万4千円、10年後(R16(2034))は2,250万3千円、30年後(R36(2054))は1,632万3千円と積算しています。 ※減少率：公共下水に同じ

〈個排〉

毎年度、合併処理浄化槽の設置を予定していますが、使用料収入は過去10年間で減少傾向にあるため、公共下水道及び農集と同様に人口ビジョンの減少率を用いて積算しています。

使用料収益は、令和7(2025)年度は2,633万4千円、10年後(R16(2034))は2,329万円、30年後(R36(2054))は1,689万4千円と積算しています。 ※減少率：公共下水に同じ

【営業外収益】

(千円)

項目	R5(2023) (決算)	R16(2034) (計画)	R26(2044) (計画)	R36(2054) (計画)	備考
2 他会計補助金	219,959	133,784	109,797	46,028	一般会計繰入金 ：水質規制、 不明水 他
公共下水	156,313	107,417	92,436	35,857	
農集	40,356	17,518	11,451	4,239	
個排	23,290	8,849	5,910	5,932	

項目	R5(2023) (決算)	R16(2034) (計画)	R26(2044) (計画)	R36(2054) (計画)	備考
3 長期前受 金戻入	294,303	301,916	225,451	50,711	減価償却費のうち補助金等相当分の収益化
公共下水	245,230	255,314	189,199	47,040	
農集	45,398	45,033	35,348	2,768	
個排	3,675	1,569	904	903	
4 雑収益	563	627	664	704	不用品売却、延滞金、その他雑収益
公共下水	544	597	634	674	
農集	17	25	25	25	
個排	2	5	5	5	
合計	514,825	436,327	335,912	97,443	
公共下水	402,087	363,328	282,269	83,571	
農集	85,771	62,576	46,824	7,032	
個排	26,967	10,423	6,819	6,840	

収益のほとんどが他会計補助金（一般会計からの繰入金）と長期前受金戻入です。

《他会計補助金》

- (ア) 基準内繰入金：総務省通達の「繰出基準」に基づく繰入金で、分流式下水道（汚水施設等）に係る減価償却費（長期前受金分を除く。）や企業債支払利息に充てる等、用途が決められています。
- (イ) 基準外繰入金：繰出基準に基づかない繰入金で、政策等、自治体独自の制度として繰出すもので、低所得世帯等の基本使用料軽減に対する補てん分などがあります。

《長期前受金戻入》

有形固定資産の減価償却のうちの補助金等に相当する分を「長期前受金戻入」として収益化するものです。

【特別利益】

(千円)

項目	R5(2023) (決算)	R16(2034) (計画)	R26(2044) (計画)	R36(2054) (計画)	備考
2 過年度 損益修正益	99	43	4	4	前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
公共下水	99	4	4	4	
個排	0	39	0	0	
合計	99	43	4	4	
公共下水	99	4	4	4	
個排	0	39	0	0	

(7) 「過年度損益修正益」は、前年度以前に係る経理で、遡及による調定や労災保険料精算による返納金などがあります。

イ 事業費用

「営業費用」、「営業外費用」及び「特別損失」の3つに区分されます。

【営業費用】

(千円)

項目	R5(2023) (決算)	R16(2034) (計画)	R26(2044) (計画)	R36(2054) (計画)	備考
1 処理場・ 処理施設 維持管理費	168,468	192,523	195,581	198,607	終末処理場及び合併処理浄化槽等の処理施設の維持管理に要する費用
公共下水	114,865	133,511	134,174	134,825	
農集	17,368	18,758	18,864	18,709	
個排	36,235	40,254	42,543	45,073	
2 ポンプ場 維持管理費	2,895	3,286	3,552	3,845	処理場へ下水を送水するポンプ場の施設設備、その他設備の維持管理に要する費用
公共下水	2,895	3,286	3,552	3,845	
3 管渠維持 管理費	7,632	11,709	12,623	13,806	処理場へ下水を送水するためのポンプ所、管路、マンホール等の維持管理に要する費用
公共下水	7,126	10,254	11,148	12,307	
農集	506	1,455	1,475	1,499	

項目	R5(2023) (決算)	R16(2034) (計画)	R26(2044) (計画)	R36(2054) (計画)	備考
5 排水設備 等普及費	30	1	1	1	水洗化への意識 向上を図り、安 定した使用料収 入を確保するた めの費用
公共下水	30	1	1	1	
7 総係費	7,715	7,594	7,901	8,324	施設等維持管理 費及び職員費を 除く営業活動の 全般に関する費 用
公共下水	7,654	7,486	7,793	8,216	
農集	61	66	66	66	
個排	0	42	42	42	
8 職員費	47,238	54,153	54,193	54,233	収益勘定職員に 係る費用
公共下水	47,238	54,153	54,193	54,233	
9 減価償却費	682,154	568,378	453,747	116,345	建物、構築物、 機械及び装置、 車両運搬具、工 具、器具及び備 品、リース資産 等の償却額
公共下水	568,559	484,935	394,171	100,928	
農集	81,978	69,453	50,729	6,322	
個排	31,617	13,990	8,847	9,095	
合計	916,132	837,644	727,598	395,161	
公共下水	748,367	693,626	605,032	314,355	
農集	99,913	89,732	71,134	26,596	
個排	67,852	54,286	51,432	54,210	

(ア) 主な費用は、施設の維持管理に係る委託料及び修繕費です。

本収支計画においても引き続き業務委託を予定しています。

(イ) 汚泥のほぼ全量を堆肥化しており、汚泥処理にかかる費用は抑制できています。今後も堆肥活用と農地還元を継続します。

【営業外費用】

(千円)

項目	R5(2023) (決算)	R16(2034) (計画)	R26(2044) (計画)	R36(2054) (計画)	備考
1 支払利息及び 企業債取扱諸費	42,768	15,980	6,993	4,473	企業債利息、一 時借入金利息ほ か
公共下水	34,642	12,167	5,072	2,695	
農集	2,899	1,945	411	215	
個排	5,227	1,868	1,510	1,563	

第4章 投資・財政収支計画等

項目	R5(2023) (決算)	R16(2034) (計画)	R26(2044) (計画)	R36(2054) (計画)	備考
2 雑支出	66	0	0	0	
公共下水	55	0	0	0	
農集	6	0	0	0	
個排	5	0	0	0	
合計	42,834	15,980	6,993	4,473	
公共下水	34,697	12,167	5,072	2,695	
農集	2,905	1,945	411	215	
個排	5,232	1,868	1,510	1,563	

(ア) 費用のほとんどは企業債償還利子です。

(イ) 令和6(2024)年3月に日本銀行が実施したマイナス金利政策解除により、今後は支払利息が増加する可能性はありますが、現時点において、その動向が見通せないため従来の借入利率で積算しています。

【特別損失】

(千円)

項目	R5(2023) (決算)	R16(2034) (計画)	R26(2044) (計画)	R36(2054) (計画)	備考
4 過年度損益					前年度以前の損益の修正で損失の性質を有する
修正損	3	9	9	9	
公共下水	3	9	9	9	
5 その他					(ア) R5：法適用 前年度分の修正損を計上 (イ) 引当金 賞与・法定福利 (ウ) 消費税 中間・確定納付 (エ) 不納欠損
特別損失	17,920	0	0	0	
公共下水	17,103	0	0	0	
農集	392	0	0	0	
個排	425	0	0	0	
合計	17,923	9	9	9	
公共下水	17,106	9	9	9	
農集	392	0	0	0	
個排	425	0	0	0	



3 未反映の取組みと今後の課題

- 建設事業に係る補助金、出資金、企業債借入れや受益者負担金等の財源確保に努めます。
- 資本費平準化債を活用し、現在の使用者だけでなく将来の使用者にも負担を求めることとします。
- 施設の更新等に係る投資の平準化を図るため、ストマネや最適構想の診断調査に基づく具体的な維持管理・更新計画を設定します。
- 維持管理に係る委託業務等の内容を精査するなど、経費節減の方策を検討します。
- 公共下水と農集の各処理場間が遠距離のため、ハード面の事業統合や近隣町との広域化を考慮していませんが、災害時の対応と併せて検討します。
- 公共下水及び農集の建設改良において、各種計画の策定が補助・交付要件となっている事業でも、その計画策定に係る費用は企業債の対象外となっており、建設費用とその財源の平準化を図るうえで弊害となっているため、各計画の期間内でやむを得ず事業実施年度が前後したり、費用が増減することがあります。そのため投資の平準化については、中・長期的視点に立った検討に努めます。
- 使用料以外の財源についても、次期見直し業務に向けて検討します。

(1) 投資に係る検討状況

〈公共下水〉

- ア 主に浸水対策としての雨水幹線工事を行っている一方で、平成29(2017)年度には深川浄化センターの長寿命化計画に基づく一連の工事を完了しています。
- イ 平成30(2018)年度からは、増大する改築需要に対応するため、平成30(2018)年度策定のストマネに基づき計画的な事業実施に努めました。
- ウ 令和7(2025)年度からの5年間は、前々年度に改定したストマネに基づく計画的な事業実施の実現に向け、事業費の平準化を収支計画に盛り込みます。
- エ 市民生活の維持や公衆衛生の確保等公共的役割が極めて大きいことから、下水道施設の改築について国費支援が恒久化となるよう国への要望を継続します。

〈農集〉

- ア 納内処理場の機能強化は、平成30(2018)年度に終えています。
- イ 多度志処理場の機能強化は、令和5(2023)年度に「維持管理適正化計画」を策定し、翌年度以降の実施設計等を経て、更新事業に着手します。

〈個排〉

- ア 現段階での未反映や未取組みはありません。

(2) 財源に係る検討状況

- ア 下水道3事業の建設改良事業は、概ね国の補助金や企業債借入金により財源を確保しています。
- イ 企業債残高は減少傾向にあるものの、元金償還に充てている資本費平準化債は令和9(2027)年まで借入れが可能であると見込んでいます。
- ウ 維持管理に要する経費も、人件費の増や電気料・燃料代等の高騰により委託費が増額傾向にあることも懸念されます。
- エ これまでの使用料算定期間は4年でしたが、本戦略の計画期間(10年)と連動させるため、さらに水道事業の算定期間が5年であることを考慮し、下水道使用料の算定期間を5年としますが、今後の使用料の在り方についても調査・研究し検討を継続します。
- オ 土地の貸付けや不用品等の売却など資源の有効活用による財源確保については、今後の検討課題として調査・研究します。また、売却可能な資産が発生した場合は、早期売却による財源確保に努めます。

(3) 投資以外の経費に係る検討状況

項 目		検 討 状 況
民間 活力	包括的民間委託	未検討=導入の予定なし
	指定管理者制度	【課題】受託者の存在、公益的運営の可否(営利迫及の制御)等の調査・研究を要す。
	PPP/PFI	
職員給与費に関する事項		市の人事として異動発令されるため、事前に経営状況等を踏まえた人員配置について市長部局と協議している。
動力費に関する事項		施設更新時に高効率の製品を採用し省エネに努める。
委託費に関する事項		維持管理業務は、3年毎の入札を実施することで、人件費等コストの見直しに努めている。 今後、近隣自治体との広域化(共同委託)の協議について調査・検討を図る。

項 目	検 討 状 況
その他の取組	<p>2 特別会計から 1 企業会計への統合により、次に掲げる事項について経費節減等が図られた。</p> <p>(1) 事務費 予算書等印刷代 (2 会計→1 会計) ほか</p> <p>(2) 人件費 人員減による節減 (15 人→14 人)</p> <p>(3) 事務の簡素化</p> <p>ア 例規の制定・改廃等 → 従前は複数本の改正を要すところ、1 本の改正で済むように整理した。 例：5 条例→1 条例 (3 事業条例、受益者負担・分担金条例を下水道条例に結合)、水道管理規程と下水道規則→上下水道管理規程ほか</p> <p>イ 下水道事業から水道事業会計への人件費負担金の廃止→課員の 2 企業への適正な配分により調整する。(管理職≠水道)</p> <p>ウ 予算・決算業務、消費税 (中間・確定) 申告、一般会計繰入金請求業務等、これまでの 2 業務を一本化 (2 会計→1 会計)</p>

ア 事業費用の多くは、施設の維持管理に要する経費です。

イ 維持管理費のうち、昨今の光熱費等の高騰や、国が景気対策として企業に求めている人件費の増額に伴う委託料の増を見込んでいますが、それ以外の経費は大きな増減を見込んでいません。

ウ 企業債利息は減少傾向にありますが、施設の老朽化に伴う修繕費の増が懸念されます。

(4) その他

安易に使用者に負担増を求めるのではなく、委託料・修繕費・動力費・人件費などの経費節減や、より一層の住民サービス向上を図るため、今後、下記の内容を検討し、実行可能なものは順次進めます。

【情報提供】

○ 市ホームページを活用し、経営に関する情報を掲載

→ 市ホームページ：経営比較分析表 (総務省)、

予算・決算書 <R5(2023)法適用以降>、

水道/下水道事業経営戦略

→ 市広報：市の財政事情 <予算⇒6月号、決算⇒11月号>

【納付の利便性】

- 使用料のクレジットカード収納に関する調査（水道事業と連動）
 - 取扱手数料の高騰
 - 対象とするカード会社の選定
 - 個人情報の取扱要綱等の作成、カードデータ等の個人情報管理

【委託化】

- 使用料等の賦課・徴収（滞納整理含む。）に係る業務の委託化を検討（水道事業と連動）
 - 令和4（2022）年度に先進地視察、受託可能業者からの見積書を徴取
 - 引続き検討
- 財務事務の委託化を検討
 - 上下水道事業の財務に関する業務の委託化
上下水道事業の経営戦略改訂、料金改定や財政収支計画の策定などの業務委託化について引続き検討

【応急体制の強化】

- 施設の被害を想定した応急体制の強化を検討
 - 日本下水道協会、他自治体等との連携強化
- 施設台帳情報の複数個所保管など情報バックアップ体制の充実
 - 施設台帳情報について電子化及びクラウドシステムにより外部へのバックアップ済み。この他、データおよび紙媒体資料に関し、近隣市町での相互保管などについて検討が必要
- 下水道施設の維持管理情報のストックによる応急体制の充実
 - 下水道施設維持管理情報について、電子化及びクラウドシステムの導入を検討中
- 市の防災部門と連携し、市民に対し下水道が使用できない場合の対応検討
 - マンホールトイレの調達や配置場所等の検討

【技術管理者の確保及び育成】

- 浄化槽法の適用を受ける農集処理場の維持管理には、施設毎に浄化槽技術管理者の配置が必要なことから、その確保と後継者の育成に努める。
 - 日本下水道協会、他自治体等と連携した研修機会の確保

【運営の広域化】

- 本市水道事業との組織的運営のため、市水道事業を通じた北空知広域水道企業団及び構成町との連携強化
- 下水道3事業の広域化の検討
 - 令和5(2023)年度の法適用に際し、3事業を統合、事業毎のセグメントにより管理することとした。
 - 処理場等施設の統合については、今後の検討課題とする。
- 北海道が策定する広域化等計画の検討
 - 令和5(2023)年3月に北海道が策定した「北海道広域化・共同化計画」には本市の施設に関連する記述はないが、他の計画等も含め、今後の北海道の動向を注視したい。

第5章 事後検証ほか



1 事後検証

毎年度の決算後、本戦略の進捗状況や経営状況を把握・検証し、5年毎に行う使用料の見直しと本戦略の改訂を連動させることで、収支ギャップの解消を目指します。

また、審議会への決算報告の際は、経営戦略の事後検証を行うとともに、審議会や市議会等への説明責任を果たすよう努めます。

2 処理区域・未普及地域

本戦略の改訂にあたり、処理区域の拡大や未普及地域の解消等、新たに整備する予定はありませんが、経営と設備投資の均衡を保つため、整備や更新の在り方についてはストマネや最適構想を基本として、事業管理者（市長）等をはじめ、審議会、市議会や北海道とも十分な協議を重ねたうえで実施します。

3 パブリックコメント等

下水道3事業のサービス向上のため、必要に応じて利用者との意見交換やパブリックコメント等を実施し、寄せられた意見や提言を精査・検討し経営戦略に反映します。

4 その他

今回の使用料算定及び本戦略の改訂は、令和5(2023)年度から下水道事業会計を法適用したということもあり、打切り決算・開始貸借対照表作成等に時間を要し、使用料算定と本戦略改訂の基礎となる「財政収支計画」の着手までに時間を要しました。

次回の使用料算定及び本戦略改訂の際には、本事業を取り巻く状況の変化などを踏まえ、本戦略と経営状況の分析・使用料のあり方について検証する中で、早い段階から担当部署、事業管理者（市長）や審議会、さらには市議会への説明に十分な時間を確保できるように努めます。

【資料編】

【経営比較分析表】

- 分析機関 総務省自治財政局
- 公表期間 平成30(2018)年度～令和4(2022)年度決算
- 分析表 公共下水：資料P54、農集：資料P55、個排：資料P56

【投資・財政収支計画】

- 計画期間 令和7(2025)年度～令和36(2054)年度(30年間)
- セグメント 公共下水、農集、個排
- 収支計画 資料P56～P61：投資・財政収支計画(30年間)

【使用料改定に係る検討】

- 経営審議会：下水道使用料改定関連
令和6(2024)年度 4回開催(①6/7、②7/5、③8/2、④10/4)・書面協議(経営戦略)
- 改定率別シミュレーション・・・**3パターン**

税抜	使用料収入	収益的収支	資本的収支	損益勘定留保資金 (R16(2034)末)
35%Up	+1億円	+1,400万円～ △600万円	△1億3,400万円～ △3億4,300万円	5億3,300万円
25%Up	+7,000万円	△1,700万円～ △3,200万円	同上	2億6,400万円
20%Up	+5,500万円	△3,000万円～ △4,300万円	同上	1億3,200万円

- 体系別シミュレーション・・・**6パターン**

基本 水量	使用料	使用料収入	収益的収支	資本的収支	損益勘定留保資金 (R16(2034)末)
5m3	① 1,760円	+1億50万円	+1,500万円～ △500万円	△1億3,400万円～ △3億4,300万円	5億4,400万円
	② 235円/m3				
0m3	③ 1,474円	+9,900万円	△1,300万円～ △600万円	同上	5億2,700万円
	④ 180円/m3				
0m3	⑤ 0円	+9,700万円	△1,200万円～ △700万円	同上	5億1,200万円
	⑥ 280円/m3				
5m3	⑦ 1,474円	+9,700万円	△1,200万円～ △700万円	同上	5億1,100万円
	⑧ 2,948円				
10m3	⑨ 216円/m3	+9,700万円	△1,200万円～ △600万円	同上	5億1,500万円
	⑩ 244円/m3				
5m3	⑪ 1,474円	+9,700万円	△1,200万円～ △600万円	同上	5億1,600万円
	⑫ 2,948円				
8m3	⑬ 244円/m3	+9,700万円	△1,200万円～ △600万円	同上	5億1,600万円
	⑭ 167円/m3				

経営比較分析表（令和4年度決算）

北海道 深川市	業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口(人)	面積(㎡)	人口密度(人/㎡)
	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd1	非設置	19,161	529,42	36.19
	資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡ ³ 当たり費率料金(円)	処理区域内人口(人)	処理区域面積(㎡)	処理区域内人口密度(人/㎡)
	-	該当数値なし	76.58	70.40	3,850	14,443	6.37	2,267.35

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 令和4年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 総収益は、処理区域内人口の減少により使用料収入が年々減少傾向にあることと令和5年度から公営企業法適用による打ち切り減額の影響もあり減少しています。また総費用では、前年度と比較し職員給与の増大による影響も認められ、地方債償還金や維持管理費に占める割合は減少傾向にあります。しかし、今後も設備の継続的な修繕が必要であることから、収益的収支比率及び総費回収率は低下していることが予想され、より一層の経費節減に努める必要があります。事業着手時の企業債が年々償還を完了してきていることから、企業債償還は減少傾向にあります。また、今後は性能維持のための更新工事による企業債残高の増加に注視する必要があります。

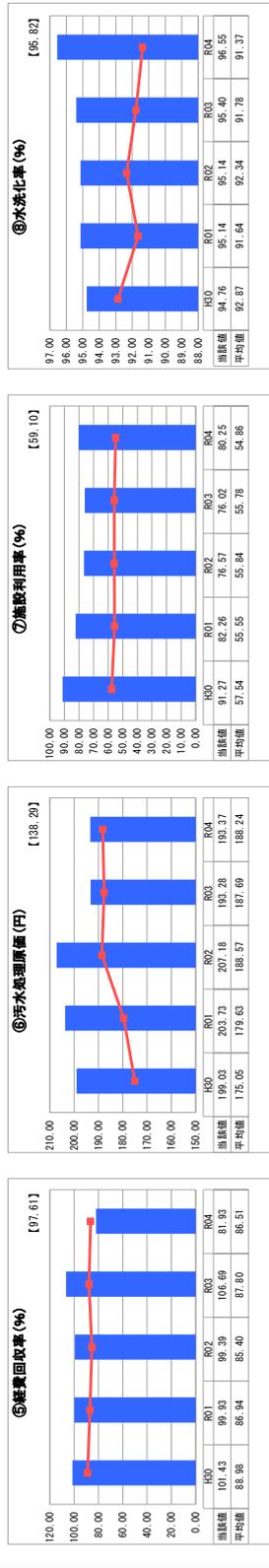
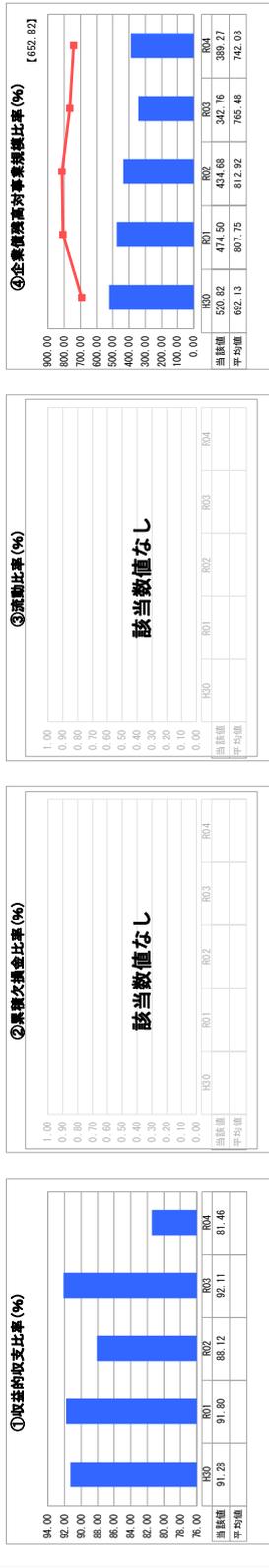
2. 老朽化の状況について

地方公営企業法非適用のため、減価償却の状況や深川市の老朽化・改善状況は示されていませんが、深川市の下水道事業は深川処理区が昭和54年、普江処理区が平成11年に供用開始しており、機器の老朽化が認められる深川処理区が終末処理場として専ら命化計画により更新事業を行ってきたものです。更新対策として平成29年度にストットマナメンツ計画を策定し、これに基づき処理場、ポンプ場及び管渠について、その重要度と費用のバランスを検討しつつ順次更新をおこなう予定です。

全体総括

下水道事業、農業集排水事業及び個別排水処理施設修繕事業は利用者の受益が同じであることから使用料水準を同一にしています。その水理としては、3つの事業の汚水の汚水に依る総費用を回収できる水準を設定しているものの、収益的収支比率が100%に至っていない状況にあります。また、処理人口の減少は、使用料収入の減少と使用料の増大を及ぼし、平成30年度にR04の料金を据え置きとしましたが今後より4年毎に必要となる面が広がります。なお、今後の人口の減少及び施設の老朽化や耐震化への対応についても検討していく必要があります。これらについて従前戦略に基づき、運賃の効率化などを公営企業法適用への移行により、さらなる収益の増加に努めます。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値を表示していません。

経営比較分析表 (令和4年度決算)

北海道 釧路市

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非通用	下水道事業	農業集落排水	F1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり敷料料金(円)
-	該当数値なし	7.32	55.18	3,850

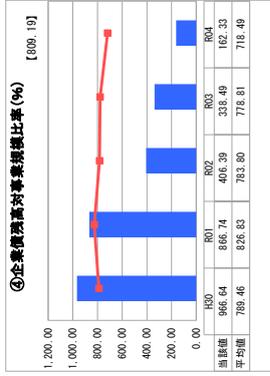
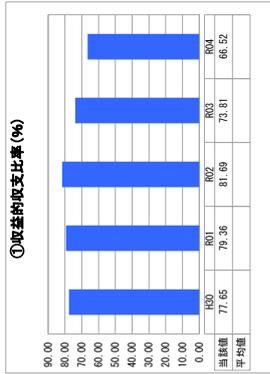
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
19,161	529.42	36.19
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域人口密度(人/km ²)
1,380	1.28	1,078.13

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 令和4年度企画平均

1. 経営の健全性・効率性



1. 経営の健全性・効率性について

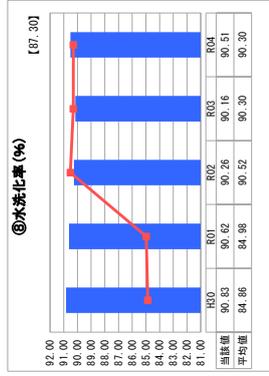
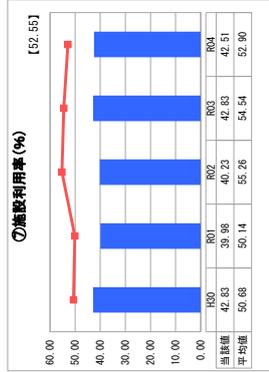
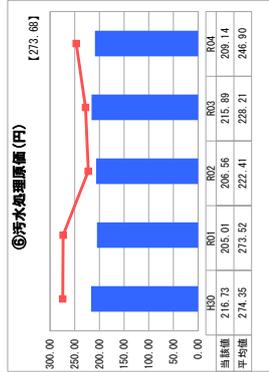
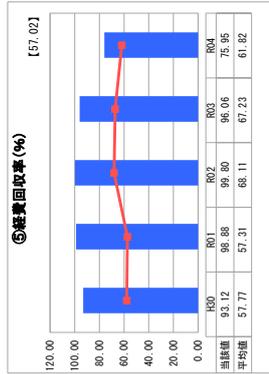
収益的収支比率は、過去改善傾向であったが、増加する地方債償還金は使用料収入で賄うことができず、一般会計からの繰入金で賄っている状況であり、100%未満の状態が推移している。

企業価値高対専業稼働比率は、平成25～30年実施の処理施設の強固化対策事業（機器更新）による借入により高くなったが、令和2年度より起債償還に伴い減少する見込みとなっている。

人口減少により年間有収水量は減少傾向にあるが、経路回収率及び汚水処理原価は、類似団体平均値と比べ良い状況にある。類似団体平均値と比べ低い状況にある。

施設利用率は、類似団体平均値と比べ低い水準となりおろ、今後人口減少による有収水量の減少によりさらなる低くなる見込みがある。

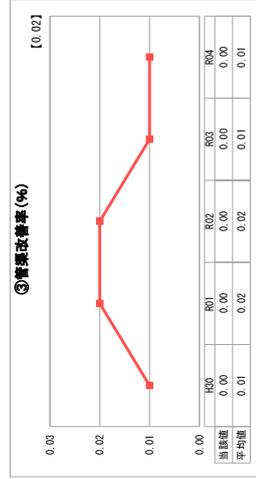
水洗化率は高水準を維持している。



2. 老朽化の状況について

地方公営企業法非適用のため、減価償却の枠外や施設老朽化対策非実施が主であり、深川市下水道局が老朽化対策事業実施地区が完成した年、多岐手地区下水道局10年に使用開始しており、本年度に農業集落排水施設の適切な維持保全と最適な経営に運営するため、「最適な維持管理」策定を実施した。

2. 老朽化の状況



全体総括

下水道事業及び農業集落排水事業、個別排水処理施設整備事業は利用者の利益が同じであることから使用料水準を同一にしています。

その水準としては、3つの事業の汚水に係る総費用を回収できる水準に設定しているものの、収益的収支比率が100%に至っていない状況にあります。

なお、今後の人口減少及び施設の老朽化や償還への対応についても検討していく状況にあります。

これらについて経営戦略に基づき、他会計との経費負担のあり方や業務の効率化などを、公営化適用地への移行により進めるとともに、さらなる収益の増加に努めます。

* 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

経営比較分析表（令和4年度決算）

北海道 釧路市

業種名 法非通用	業種名 下水道事業	事業名 個別排水処理	類似団体区分 L2	管理者の情報 非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	19月20m ³ 当たり処理料金(円)	18年度決算
-	該当数値なし	10.59	100.00	3,850

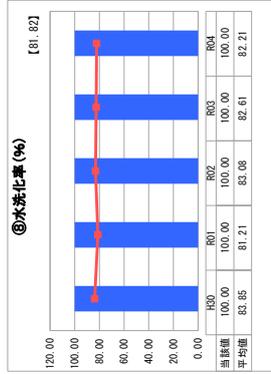
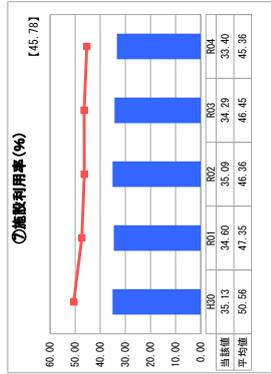
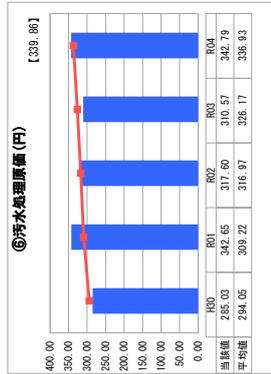
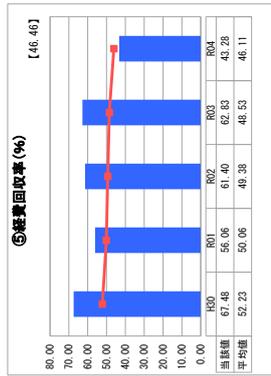
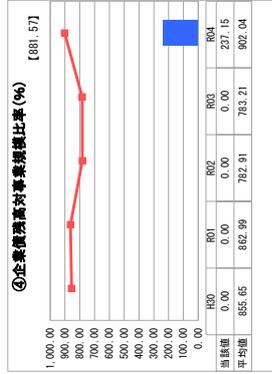
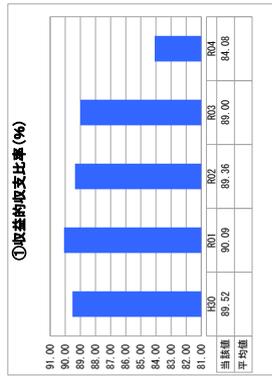
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
19,161	529.42	36.19
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,997	245.36	8.14

グラフ凡例

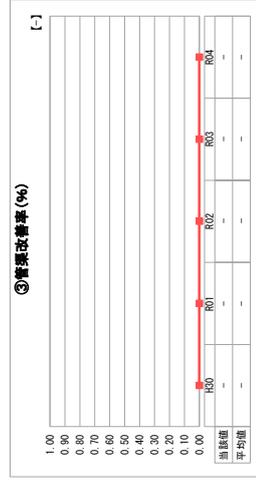
- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 収益的収支比率は100%未満で推移しており、令和5年度の公営企業法適用による打切り決算の影響から使用料収入は減少傾向となっているが、支出の維持から管理費と地方債償還金は年々増加しており、その大半は使用料収入で賄うことができず、一般会計からの繰入金で補っている。
 汚水処理経費に対する使用料の経費回収率も公営企業法適用による打切り決算の影響から低くなっており、類似団体平均値よりも低い数値となっている。
 合併処理浄化槽は年間10基程度を設置し増加傾向にあるが、使用料人口の減少により処理水量が減っているため、施設利用率は39%半ばとなっている。
 水洗化率は、希望者に対し合併処理浄化槽の設置をおこなっているため100%となっている。

2. 老朽化の状況について

地方公営企業法非適用のため、減価償却の枠外や施設等の老朽化処理施設等は平成7年より委託中で、合併処理浄化槽も老朽化・劣化等の修繕も目立つことから、計画的に改修を行う必要があり。

全体総括
 下水道事業及び農業専修排水事業、個別排水処理施設整備事業は同一利用者の収益が同じであることから使用料水準を同一にしています。
 その水準としては、3つの事業の汚水に属する総費用を回収できる水準を想定しているものの、収益的収支比率が100%に至っていない状況にあります。
 公共下水道及び農業専修排水事業との均衡を考慮しての使用料設定が、経路にも影響を及ぼしていますが、個別利用者の水費負担の観点から、継続的な事業展開が必要です。このため、継続的な事業から、他会計との経費負担の在り方や業務の効率化・経費の削減に向けた取組を進めるとともに、さらなる収益の増加に努めます。

* 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

下水道使用料改定資料 (計画期間: R6~R36)

(千円)

[シミュレーション: パターン①-2 <25%UP 基本: (8m3) 1,842円、超過247円>]

○ 収益的収入及び支出

	R6 (予定)	R7 (予定)	R8 (予定)	R9 (予定)	R10 (予定)	R11 (予定)	R12 (予定)	R13 (予定)	R14 (予定)	R15 (予定)	R16 (予定)
下水道事業収益 (A)	887,141	909,179	897,945	878,495	871,248	867,689	862,139	842,708	834,235	824,231	819,139
経常収益 (a+b) (B)	887,137	909,175	897,941	878,491	871,241	867,674	862,117	842,679	834,195	824,217	819,096
営業収益 (a)	360,424	425,268	421,174	416,604	411,780	407,388	406,503	397,104	392,046	387,628	382,769
使用料収益	291,916	357,326	352,681	348,096	343,571	339,103	334,358	329,675	325,060	320,510	316,022
他会計負担金	68,508	67,942	68,493	68,508	68,209	68,285	72,145	67,429	66,986	67,118	66,747
受託工事収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他営業収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業外収益 (b)	526,713	483,907	476,767	461,887	459,461	460,286	455,614	445,575	442,149	436,589	436,327
受取利息及び配当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計補助金	183,443	168,219	171,053	157,717	153,664	150,929	146,987	138,622	139,262	136,643	133,784
長期前受金戻入 《補てん1》①	342,677	315,092	305,114	303,567	305,200	308,747	308,015	306,336	302,267	299,322	301,916
雑収益	593	596	600	603	607	610	612	617	620	624	627
特別利益	4	4	4	4	7	15	22	29	40	14	43
固定資産売却益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度損益修正益(現金)	4	4	4	4	7	15	22	29	40	14	43
< 過年度損益修正益 《現金以外補てん1》② >	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(11)	(18)	(25)	(36)	(10)	(39)
長期前受金戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引当金戻入額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下水道事業費用 (C)	989,599	929,054	926,050	898,659	893,055	892,117	887,872	865,816	863,082	856,909	853,633
経常費用 (c+d) (D)	989,484	929,045	926,041	898,650	893,046	892,108	887,863	865,807	863,073	856,900	853,624
営業費用 (c)	951,150	891,734	891,777	867,391	864,604	866,078	859,922	844,321	843,660	839,344	837,644
処理場・処理施設維持管理費	189,730	189,950	189,947	190,404	190,856	191,115	191,019	191,626	191,673	192,948	192,523
ポンプ場維持管理費	3,046	3,069	3,092	3,115	3,139	3,163	3,187	3,211	3,236	3,261	3,286
管渠維持管理費	10,997	11,062	11,127	11,194	11,262	11,332	11,403	11,477	11,552	11,630	11,709
水洗便所改造等資金融資手数料等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
排水設備等普及費	1	1	1	1	26	1	1	21	1	26	1
受託工事費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総係費	7,310	7,434	7,365	7,438	7,419	7,495	7,477	7,553	7,535	7,661	7,594
職員費	54,113	54,117	54,121	54,125	54,129	54,133	54,137	54,141	54,145	54,149	54,153
減価償却費 《補てん1》③	685,953	626,101	626,124	601,114	597,773	598,839	592,698	576,292	575,518	569,669	568,378
資産減耗費 《補てん1》④	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他営業費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業外費用 (d)	38,334	37,311	34,264	31,259	28,442	26,030	27,941	21,486	19,413	17,556	15,980
支払利息及び企業債取扱諸費	38,334	37,311	34,264	31,259	28,442	26,030	27,941	21,486	19,413	17,556	15,980
雑支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公課費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	115	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
固定資産売却損 《補てん1》⑤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
減損損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
災害による損失 《現金以外補てん1》⑥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度損益修正損	115	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
< 過年度損益修正損 《現金以外補てん1》⑦ >	(106)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支差引 E (A-C)	△ 102,458	△ 19,875	△ 28,105	△ 20,164	△ 21,807	△ 24,428	△ 25,733	△ 23,108	△ 28,847	△ 32,678	△ 34,494
経常収支差引 F (B-D)	△ 102,347	△ 19,870	△ 28,100	△ 20,159	△ 21,805	△ 24,434	△ 25,746	△ 23,128	△ 28,878	△ 32,683	△ 34,528
年度末未処分利益剰余金(△) = 累積赤字	△ 140,204	△ 160,079	△ 188,184	△ 208,348	△ 230,155	△ 254,583	△ 280,316	△ 303,424	△ 332,271	△ 364,949	△ 399,443

下水道使用料改定資料（計画期間：R6～R36）

	R17 (予定)	R18 (予定)	R19 (予定)	R20 (予定)	R21 (予定)	R22 (予定)	R23 (予定)	R24 (予定)	R25 (予定)	R26 (予定)
下水道事業収益 (A)	802,762	790,489	767,981	750,244	726,584	715,436	707,086	700,755	695,037	672,978
経常収益 (a+b) (B)	802,758	790,479	767,965	750,234	726,580	715,432	707,082	700,744	695,025	672,974
営業収益 (a)	377,547	372,710	367,957	363,495	358,952	354,282	349,734	345,268	341,378	337,062
使用料収益	311,376	306,800	302,289	297,847	293,467	288,918	284,440	280,032	275,691	271,418
他会計負担金	66,171	65,910	65,668	65,648	65,485	65,364	65,294	65,236	65,687	65,644
受託工事収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他営業収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業外収益 (b)	425,211	417,769	400,008	386,739	367,628	361,150	357,348	355,476	353,647	335,912
受取利息及び配当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計補助金	128,835	125,607	119,359	114,455	108,584	112,772	111,051	111,481	112,184	109,797
長期前受金戻入 《補てん1》①	295,745	291,527	280,011	271,642	258,399	247,729	245,644	243,338	240,803	225,451
雑収益	631	635	638	642	645	649	653	657	660	664
特別利益	4	10	16	10	4	4	4	11	12	4
固定資産売却益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度損益修正益(現金)	4	10	16	10	4	4	4	11	12	4
① 過年度損益修正益(現金以外補てん1)②	(0)	(6)	(12)	(6)	(0)	(0)	(0)	(7)	(8)	(0)
長期前受金戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引当金戻入額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下水道事業費用 (C)	837,320	826,947	803,855	787,117	762,367	760,206	755,668	754,380	755,460	734,600
経常費用 (c+d) (D)	837,311	826,938	803,846	787,108	762,358	760,197	755,659	754,371	755,451	734,591
営業費用 (c)	823,310	814,222	792,911	776,568	752,642	751,173	747,217	746,455	748,018	727,598
処理場・処理施設維持管理費	192,756	192,799	193,386	194,375	194,145	194,156	194,601	194,662	196,230	195,581
ポンプ場維持管理費	3,311	3,337	3,363	3,389	3,415	3,442	3,469	3,496	3,524	3,552
管渠維持管理費	11,791	11,874	11,960	12,047	12,137	12,230	12,324	12,421	12,521	12,623
水洗便所改造等資金融資手数料等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
排水設備等普及費	1	1	1	26	21	1	1	1	26	1
受託工事費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総係費	7,719	7,653	7,728	7,713	7,791	7,775	7,853	7,838	7,966	7,901
職員費	54,157	54,161	54,165	54,169	54,173	54,177	54,181	54,185	54,189	54,193
減価償却費 《補てん1》③	553,575	544,397	521,708	504,849	480,960	479,392	474,788	473,852	473,562	453,747
資産減耗費 《補てん1》④	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他営業費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業外費用 (d)	14,001	12,716	11,535	10,540	9,716	9,024	8,442	7,916	7,433	6,993
支払利息及び企業債取扱諸費	14,001	12,716	11,535	10,540	9,716	9,024	8,442	7,916	7,433	6,993
雑支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公課費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
固定資産売却(除)却損 《補てん1》⑤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
減損損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
災害による損失 《現金以外補てん1》⑥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度損益修正損	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
① 過年度損益修正損(現金以外補てん1)⑦	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支差引 E (A-C)	△ 34,558	△ 36,458	△ 35,874	△ 36,873	△ 35,783	△ 44,770	△ 48,582	△ 53,625	△ 60,423	△ 61,622
経常収支差引 F (B-D)	△ 34,553	△ 36,459	△ 35,981	△ 36,874	△ 35,778	△ 44,765	△ 48,577	△ 53,627	△ 60,426	△ 61,617
年度末未処分利益剰余金(△)＝累積赤字	△ 434,001	△ 470,459	△ 506,333	△ 543,206	△ 578,989	△ 623,759	△ 672,341	△ 725,966	△ 786,389	△ 848,011

○ 収益的収入及び支出

下水道使用料改定資料（計画期間：R6～R36）

	R27 (予定)	R28 (予定)	R29 (予定)	R30 (予定)	R31 (予定)	R32 (予定)	R33 (予定)	R34 (予定)	R35 (予定)	R36 (予定)
下水道事業収益 (A)	657,080	651,827	646,463	481,562	437,477	408,020	394,536	375,915	358,791	352,580
経常収益 (a+b) (B)	657,076	651,823	646,459	481,558	437,473	408,016	394,532	375,911	358,787	352,576
営業収益 (a)	332,555	328,133	323,796	289,815	280,096	274,799	269,829	264,085	258,891	255,133
使用料収益	266,941	262,534	258,204	253,943	249,754	245,507	241,334	237,230	233,197	229,234
他会計負担金	65,614	65,599	65,592	35,872	30,342	29,292	28,495	26,855	25,694	25,899
受託工事収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他営業収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業外収益 (b)	324,521	323,690	322,663	191,743	157,377	133,217	124,703	111,826	99,896	97,443
受取利息及び配当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計補助金	106,855	107,231	107,360	69,867	63,530	56,911	54,301	50,243	46,835	46,028
長期前受金戻入 《補てん》①	216,998	215,787	214,627	121,196	93,163	75,618	69,710	60,887	52,361	50,711
ち 過年度損益修正益 《現金以外補てん》②										
雑収益	668	672	676	680	684	688	692	696	700	704
特別利益	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
固定資産売却益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度損益修正益 (現金)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
ち 過年度損益修正益 《現金以外補てん》③										
長期前受金戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引当金戻入額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下水道事業費用 (C)	720,698	720,561	720,101	524,684	479,218	447,679	436,599	418,553	403,781	399,643
経常費用 (c+d) (D)	720,689	720,552	720,092	524,675	479,209	447,670	436,590	418,544	403,772	399,634
営業費用 (c)	714,075	714,220	713,982	518,785	473,539	442,227	431,381	413,576	399,052	395,161
処理場・処理施設維持管理費	195,817	196,082	196,492	197,439	197,393	197,276	197,768	198,016	199,405	198,607
ポンプ場維持管理費	3,580	3,608	3,637	3,666	3,695	3,724	3,754	3,784	3,814	3,845
管渠維持管理費	12,727	12,835	12,945	13,058	13,174	13,294	13,418	13,544	13,673	13,806
水洗便所改造等資金融資手数料等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
排水設備等普及費	1	1	21	26	1	1	1	1	26	1
受託工事費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総係費	8,028	7,964	8,043	8,030	8,110	8,097	8,177	8,164	8,293	8,324
職員費	54,197	54,201	54,205	54,209	54,213	54,217	54,221	54,225	54,229	54,233
減価償却費 《補てん》③	439,725	439,529	438,639	242,357	196,953	165,618	154,042	135,842	119,612	116,345
資産減耗費 《補てん》④	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他営業費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業外費用 (d)	6,614	6,332	6,110	5,890	5,670	5,443	5,209	4,968	4,720	4,473
支払利息及び企業債取扱諸費	6,614	6,332	6,110	5,890	5,670	5,443	5,209	4,968	4,720	4,473
雑支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公課費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
固定資産売却損 《補てん》⑤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
減損損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
災害による損失 《現金以外補てん》⑥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度損益修正損	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
ち 過年度損益修正損 《現金以外補てん》⑦										
その他特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支差引 E (A-C)	△ 63,618	△ 68,734	△ 73,638	△ 43,122	△ 41,741	△ 42,063	△ 42,063	△ 42,638	△ 44,990	△ 47,063
経常収支差引 F (B-D)	△ 63,613	△ 68,729	△ 73,633	△ 43,117	△ 41,736	△ 42,058	△ 42,058	△ 42,633	△ 44,985	△ 47,058
年度末未処分利益剰余金(△)＝累積赤字	△ 911,629	△ 980,363	△ 1,054,001	△ 1,097,123	△ 1,138,864	△ 1,178,523	△ 1,220,586	△ 1,263,224	△ 1,308,214	△ 1,355,277
年度末未処分利益剰余金(△)＝累積赤字										

○ 収益的収入及び支出

下水道使用料改定資料 (計画期間：R6～R36)

○ 資本的収入及び支出 [シミュレーション：パターン①-2 <2.5%UP 基本：(8m3) 1,842円、超過247円>] (千円)

	R6 (予定)	R7 (予定)	R8 (予定)	R9 (予定)	R10 (予定)	R11 (予定)	R12 (予定)	R13 (予定)	R14 (予定)	R15 (予定)	R16 (予定)
資本的収入 (7)	760,896	298,248	281,441	237,189	255,836	218,073	153,004	131,424	129,666	147,713	50,536
企業債	429,100	207,500	146,200	116,900	106,200	95,900	66,900	51,100	56,500	56,500	20,500
出資金	50,093	46,271	49,890	48,163	45,835	43,296	41,953	39,599	35,867	28,939	26,786
負担金及び分担金	11,403	2,977	12,251	9,226	9,501	9,477	9,451	2,825	2,799	2,774	2,750
固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金	270,300	41,500	73,100	62,900	94,300	69,400	34,700	37,900	39,000	59,500	500
寄附金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的支出 (4)	1,028,888	595,449	625,371	544,047	568,916	492,736	395,129	354,201	325,659	347,203	194,539
建設改良費	544,900	130,500	194,900	164,200	230,100	175,300	111,400	92,000	94,100	134,000	24,000
施設等建設費	204,900	45,000	32,000	32,000	53,000	102,900	32,000	68,000	70,100	0	0
雨水管布設	13,000	28,000	45,000	20,000	20,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
雨水管改修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水管布設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水管改修	23,000	47,500	23,000	23,000	53,000	23,000	13,000	13,000	13,000	43,000	13,000
その他(無電柱まか)	28,000	0	31,000	21,000	22,000	22,000	22,000	0	0	0	0
個排施設整備	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
個排施設改修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
機械及び装置設備費	266,000	0	53,900	58,200	67,100	16,400	33,400	0	0	80,000	0
車両及び運搬具(車両購入費)	0	0	0	0	5,000	0	0	0	0	0	0
工具器具及び備品購入費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業法適用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債償還金	483,988	464,949	430,471	379,847	338,816	317,436	283,729	262,201	231,559	213,203	170,539
返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支差引 (ア-イ) (ウ)	△ 267,992	△ 297,201	△ 343,930	△ 306,858	△ 313,080	△ 274,663	△ 242,125	△ 222,777	△ 195,993	△ 199,490	△ 144,003

○ 補てん財源/損益勘定留保資金 [シミュレーション：パターン①-2 <2.5%UP 基本：(8m3) 1,842円、超過247円>] (千円)

	R6 (予定)	R7 (予定)	R8 (予定)	R9 (予定)	R10 (予定)	R11 (予定)	R12 (予定)	R13 (予定)	R14 (予定)	R15 (予定)	R16 (予定)
補てん財源 ◆《(③～⑦)-(①～②)》 ※現金取り引きを除く	343,382	311,009	321,010	297,548	292,570	290,082	284,663	269,931	273,215	270,336	266,425
当年度資金過不足額 (E+U+◆) H	△ 27,088	△ 6,067	△ 51,025	△ 29,474	△ 42,317	△ 9,009	16,805	24,046	48,375	38,168	87,928
当年度采良(不良)債務額 I (前年度 L+H)	107,801	101,734	50,709	21,235	△ 21,082	△ 30,091	△ 13,286	10,760	59,135	97,303	185,231
企業債年度末残高	3,548,280	3,290,831	3,007,309	2,745,425	2,514,495	2,296,957	2,086,637	1,884,558	1,716,533	1,573,876	1,437,650

下水道使用料改定資料（計画期間：R6～R36）

	R17 (予定)	R18 (予定)	R19 (予定)	R20 (予定)	R21 (予定)	R22 (予定)	R23 (予定)	R24 (予定)	R25 (予定)	R26 (予定)
資本的収入及び支出										
資本的収入(7)	45,019	42,040	38,166	50,061	31,351	30,169	28,705	27,403	41,090	26,087
企業債	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500
出資金	21,295	18,341	14,491	11,410	7,724	6,567	5,127	3,849	2,560	2,580
負担金及び分担金	2,724	2,699	2,675	2,651	2,627	2,602	2,578	2,554	2,530	2,507
固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金	500	500	500	15,500	500	500	500	500	15,500	500
寄附金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的支出(イ)	173,782	165,451	151,189	170,140	128,610	118,645	109,531	103,138	132,431	89,314
建設改良費	24,000	24,000	24,000	54,000	24,000	24,000	24,000	24,000	59,000	24,000
施設等建設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雨水管布設	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
雨水管改修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水管布設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水管改修	13,000	13,000	13,000	43,000	13,000	13,000	13,000	13,000	43,000	13,000
その他(無電柱まか)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個排施設整備	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
個排施設改修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
機械及び装置設備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
車両及び運搬具(車両購入費)	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000	0
工具器具及び備品購入費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業法適用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債償還金	149,782	141,451	127,189	116,140	104,610	94,645	85,531	79,138	73,431	65,314
返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支差引(ア-イ)(ウ)	△128,763	△123,411	△113,023	△120,079	△97,259	△88,476	△80,826	△75,735	△91,341	△63,227

	R17 (予定)	R18 (予定)	R19 (予定)	R20 (予定)	R21 (予定)	R22 (予定)	R23 (予定)	R24 (予定)	R25 (予定)	R26 (予定)
補てん財源	257,829	252,865	241,686	233,200	222,561	231,663	229,144	230,508	232,752	228,296
※現金取引きを除く										
当年度資金過不足額	94,508	92,996	92,789	76,248	89,519	98,417	99,736	101,148	80,988	103,447
(E+U+◇)										
当年度采良(不良)債務額	279,739	372,735	465,524	541,772	631,291	729,708	829,444	930,592	1,011,580	1,115,027
(前年度L+H)										
企業債年度末残高	1,322,384	1,215,133	1,120,145	1,034,204	957,794	889,349	828,018	773,080	723,848	682,734

下水道使用料改定資料（計画期間：R6～R36）

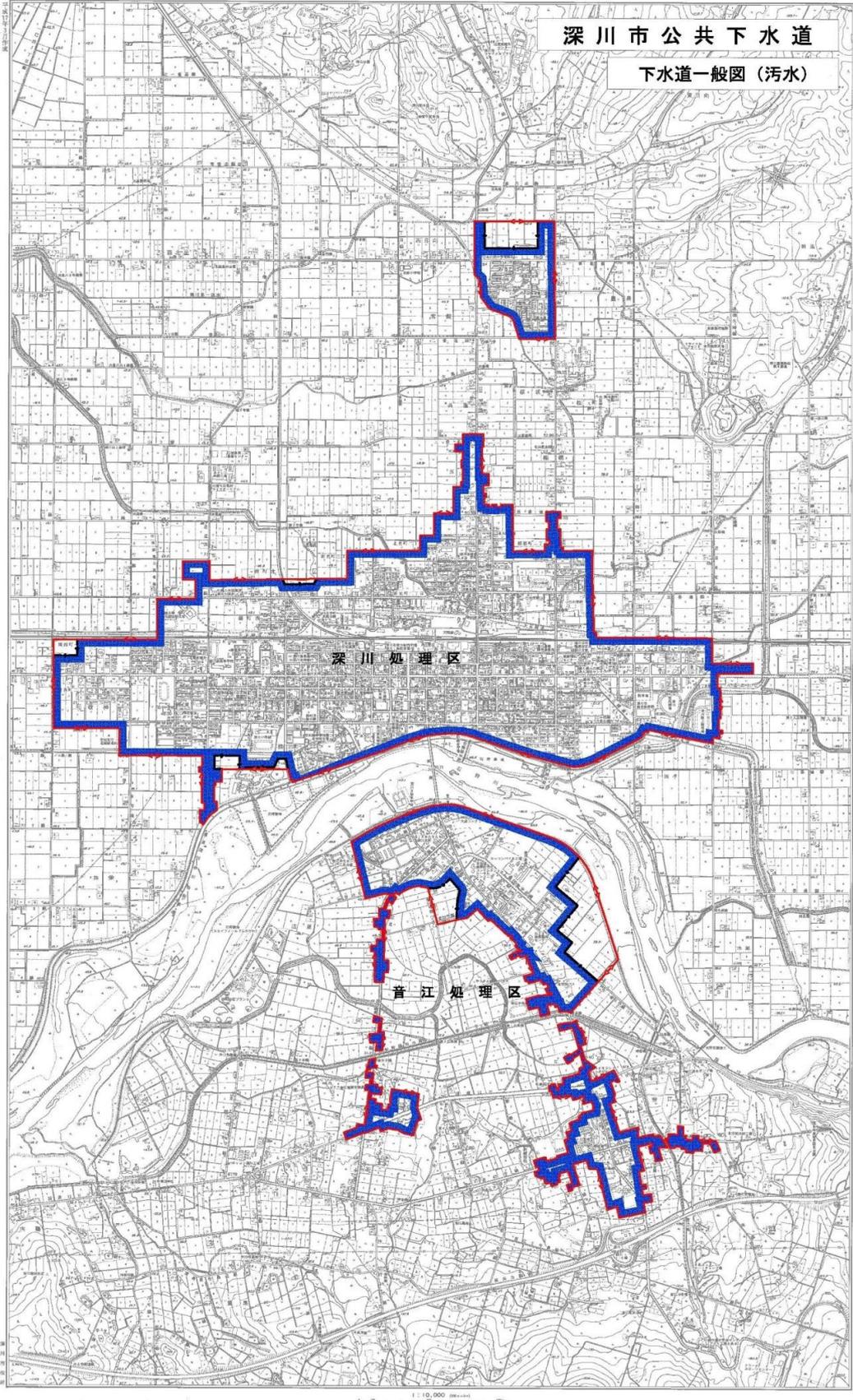
	R27 (予定)	R28 (予定)	R29 (予定)	R30 (予定)	R31 (予定)	R32 (予定)	R33 (予定)	R34 (予定)	R35 (予定)	R36 (予定)	(千円)
資本的収入及び支出											
資本的収入 (7)	26,071	26,111	26,039	40,996	25,969	26,022	25,983	26,020	40,998	40,977	
企業債	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	
出資金	2,588	2,652	2,604	2,584	2,580	2,656	2,640	2,700	2,700	2,700	
負担金及び分担金	2,483	2,459	2,435	2,412	2,389	2,366	2,343	2,320	2,298	2,277	
固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助金	500	500	500	15,500	500	500	500	500	15,500	15,500	
寄附金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的支出 (4)	78,847	71,245	67,887	95,793	65,746	66,317	66,576	67,125	97,162	67,314	
建設改良費	24,000	24,000	24,000	54,000	24,000	24,000	24,000	24,000	54,000	24,000	
施設等建設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
雨水管布設	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
雨水管改修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
汚水管布設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
汚水管改修	13,000	13,000	13,000	43,000	13,000	13,000	13,000	13,000	43,000	13,000	
その他《無電柱まか》	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
個排施設整備	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
個排施設改修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
機械及び装置設備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
車両及び運搬具(車両購入費)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
工具器具及び備品購入費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公営企業法適用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債償還金	54,847	47,245	43,887	41,793	41,746	42,317	42,576	43,125	43,162	43,314	
返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的収支差引 (7-4) (7)	△ 52,776	△ 45,134	△ 41,848	△ 54,797	△ 39,777	△ 40,295	△ 40,593	△ 41,105	△ 56,164	△ 26,337	

○ 補てん財源／損益勘定留保資金

	R27 (予定)	R28 (予定)	R29 (予定)	R30 (予定)	R31 (予定)	R32 (予定)	R33 (予定)	R34 (予定)	R35 (予定)	R36 (予定)	(千円)
補てん財源 ◆ 《(③～⑦)－(①～②)》 ※現金取引きを除く	222,726	223,742	224,011	121,162	103,789	90,001	84,333	74,956	67,252	65,633	
当年度資金過不足額 (E+U+◆) H	106,332	109,874	108,525	23,243	22,271	10,047	1,677	△ 8,787	△ 33,902	△ 7,767	
当年度采良(不良)債務額 I (前年度 L+H)	1,221,359	1,331,233	1,439,758	1,463,001	1,485,272	1,495,319	1,496,996	1,488,209	1,454,307	1,446,540	
企業債年度末残高	652,088	629,043	609,356	591,763	574,217	556,099	537,724	518,799	499,837	480,720	

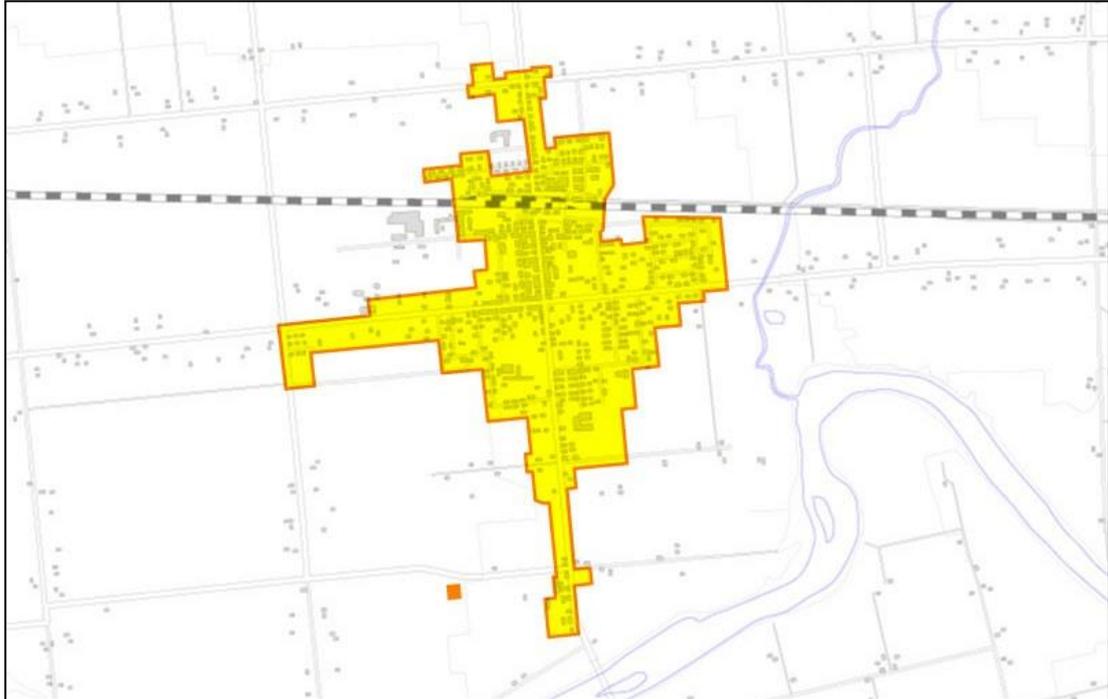
深川市公共下水道全体区域及び認可区域図

〈深川・音江〉

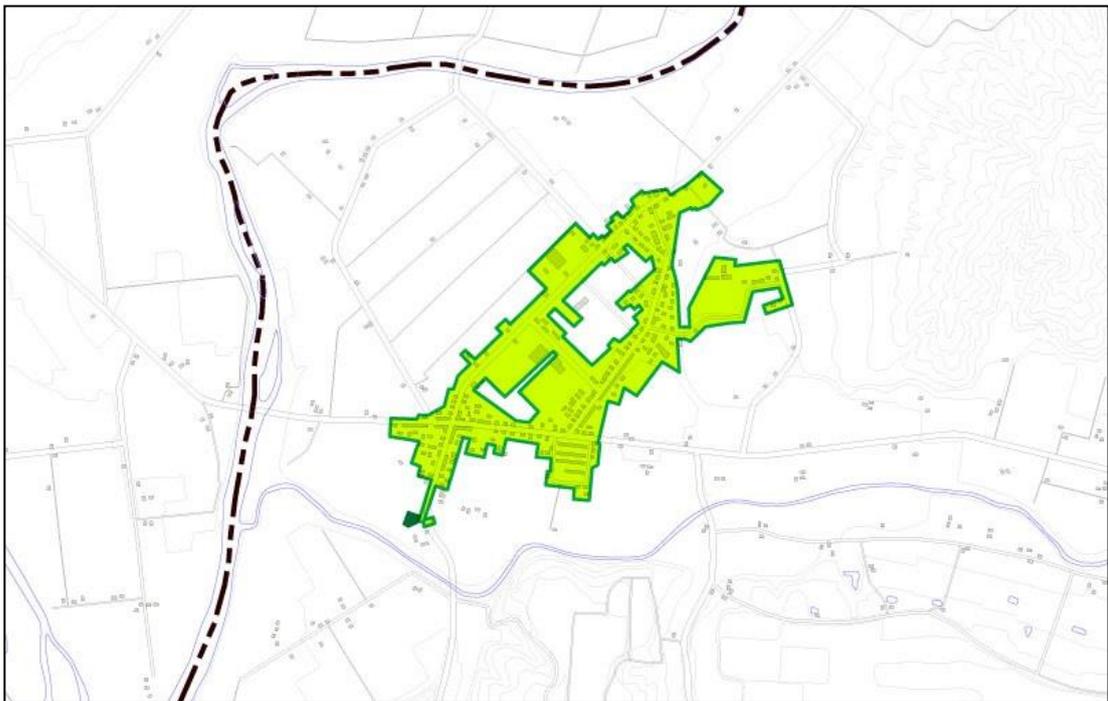


深川市農業集落排水施設事業区域図

〈納内〉



〈多度志〉



用語解説

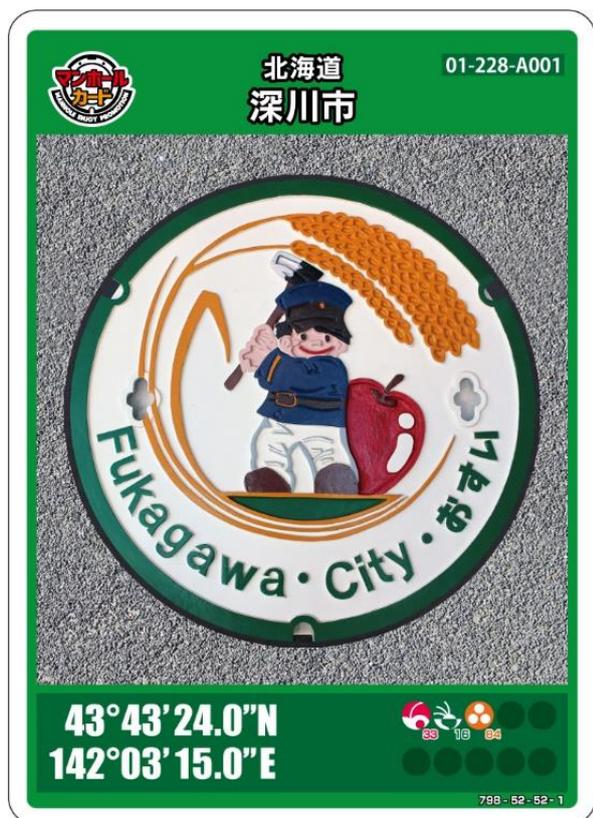
用 語	解 説	ページ
あ		
一般会計	国及び地方公共団体の官庁会計区分の一つで、福祉や教育、消防など住民に広く行われる事業の歳入・歳出会計	8、10、21 39、41～42
ウォーター PPP※	※ P67 「PPP」欄に記載	17
雨水管渠（きよ）	雨水を排除するための管路、枡及びマンホール等	38
污水管渠（きよ）	汚水を処理施設まで導く管路、ポンプ所、枡及びマンホール等	3、5
営業収益	企業の営業活動による収入の総称で、そのほとんどが使用料収入	19～21、 40～41
営業外収益	企業の営業活動によらない収入で、そのほとんどが他会計補助金（一般会計繰入金）	19、40～41
営業費用	企業の営業活動に必要な諸経費の総称	12、19、43
営業外費用	企業の営業活動以外に必要な費用で、そのほとんどが企業債の支払利息	19、43～44
汚泥	汚水の処理過程で発生する泥状の固形物で、脱水後に肥料または廃棄物として処分	16～18 34～35、44
か		
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽 従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。	1、4、6、 14、18、 24～25、 39、41、43
基準外繰入金	総務省通達の基準に基づかないもので、使用料軽減額（福祉施策）や収支不足補てん等の一般会計繰入金 交付税等措置はなく市独自の財源	8、42
基準内繰入金	総務省通達の基準に基づく一般会計繰入金 市に対し交付税が措置される。	42
北空知衛生センター組合	ごみやし尿を共同で処理するための1市4町（深川市、妹背牛、秩父別、北竜、沼田）で構成する一部事務組合	18
公営企業	公共団体が自ら経営する公益的な事業 本市：水道事業、下水道事業、病院事業	15、18、 30、40
公共下水道事業	地方公共団体が、主に市街地の下水を排除・処理する事業で、使用者には使用水量に応じた使用料を賦課・徴収する。	1

用 語	解 説	ページ
か	国立社会保障人口問題研究所 厚生労働省に所属する国立の研究機関 平成8(1996)年に、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合により誕生 人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度について研究	26
	個別排水処理施設整備事業 市が個人宅敷地内に合併処理浄化槽を設置し、維持管理する事業で、使用者には設置時の工事費用の一部と使用水量に応じた使用料を賦課・徴収する。	1
さ	資本費 減価償却費、建設改良事業に充てた企業債等の支払利息及び企業債取扱諸費等の合計額	12
	終末処理場 汚水を処理する施設 微生物の力で有機物を分解し汚水を浄化する。	3、5～6、43
	出資金 一般会計からの、総務省通達による基準内及び通達によらない基準外繰入金で、資本的収入に計上すべきもの 【基準内】平準化債、法適用債等の元金償還額 【基準外】無電柱化事業に係る元金償還額	39～40、46
	浄化槽技術管理者 浄化槽法施行令（平成13年政令第310号）第1条により、浄化槽の処理対象人員が501人以上の施設には有資格者を置かなければならないため、納内及び多度志集落排水処理場にそれぞれ配置している。	49
	水洗化率 $\text{下水道管接続・使用人口} \div \text{下水道管整備区域人口} \times 100$	23、25、34
	ストックマネジメント 施設の健全度や重要度を考慮した効果的な点検・調査を実施し、安全性を確保するために適切な維持修繕・改築などを計画的かつ効率的に行うための計画	26、36
	損益勘定留保資金 収益的収支のうち会計上だけで存在するもので、現金が減らない支出（減価償却費等）と現金が増えない収入（長期前受金戻入等）の差額分を、資本的収支の不足分に充てるための資金で「補てん財源」ともいう ※ 算定式＝流動資産合計－{流動負債合計－（企業債＋他会計借入金等）}	9、52

用 語	解 説	ページ
た		
他会計負担金	総務省通達に基づく他会計からの基準内繰入金 雨水処理に係る経費で、主なものは資本費（減価償却費）、企業債利息や人件費等	41
他会計補助金	総務省通達に基づく基準内及び通達によらない基準外による他会計からの繰入金 【基準内】汚水処理に係る経費の一部（資本費、企業債利息等）、高資本費対策ほか 【基準外】市独自の政策（低所得者負担軽減等）等	39、 41～42
地方公営企業法	地方公共団体が経営する企業の「組織、財務及び職員の身分の取扱い」などを定める法律 本市：水道・下水道事業（全部）、病院事業（一部）	1
長期前受金	減価償却が必要な資産の取得に充てた財源で、主なものは国庫補助金、他会計補助金、受益者負担金・分担金等	41～42
長期前受金戻入	償却資産の減価償却費のうち、長期前受金の減価償却相当額を収益として計上するもの	42
長寿命化計画	施設の老朽化対策のため、安全性や信頼性の検証と適正な維持管理に資するための計画	31、34、 38、46
デザインマンホール 	平成4（1992）年に開基100年を迎えた本市の発展を願い、合言葉「甦る水、美しい深川、下水道」と下水道のイメージアップのため、開拓の礎を心に刻み、自然を愛し、よりよい生活環境を目指すキャラクターとして元市職員がデザインしたもの。同年に設置開始 ※ 作者：新井 浩之 氏	表紙、 裏表紙
な		
農業集落排水施設事業	農村の住宅密集地のし尿や生活排水を処理する施設の整備・維持管理事業 ※ 納内・多度志処理場は浄化槽法に基づく浄化槽	1、16、37
農業集落排水施設最適整備構想	施設の老朽化が進行する中、適時適切に老朽化対策を実施するため、劣化状況等を調べる機能診断やその結果に基づく施設機能保全のために必要な対策方法等を定めるもの	26、36
は		
排水設備	汚水を建物の外へ排出する設備総体を言い、台所、洗面所、風呂やトイレ等から市が管理する汚水枡（個排は合併処理浄化槽）までの設備	44

用 語	解 説	ページ
は P F I	Private Finance Initiative 公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、 <u>民間の資金とノウハウ</u> を活用し、公共サービスの提供を <u>民間主導</u> で行うことにより、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ること	16、47
P P P	Public Private Partnership 公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携することで、 <u>民間の創意工夫等</u> を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図ること	16～17、47
ウォーター P P P	水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業（コンセッション方式※1）に加え、段階的にコンセッション方式へ移行するための官民連携方式（管理・更新一体マネジメント方式※2）を含む。	17
※1 コンセッション方式	公共施設において、国や <u>地方自治体</u> が <u>土地や建物などの所有権を保有したまま公共インフラの運営権を一定期間、民間企業に売却</u> すること	上段： ウォーター PPP の解説欄
※2 管理・更新一体マネジメント方式	長期契約で維持管理【事業費用】と、更新【投資】を一体的にマネジメントする民間委託の方式 コンセッション方式に準ずる（同等の）効果が期待されている。	
深川市上下水道経営審議会	深川市上下水道経営審議会条例（令和4年条例第21号）に基づき市民団体各層から委員を委嘱（15人以内） 上下水道事業の経営や受益者負担のあり方などについて、市長の諮問に応じ、調査審議する機関	1
深川市生活排水処理基本計画	市全体の生活排水対策の方向性と、さらなる生活排水処理率の向上を図るための計画（令和7(2025)～16(2034)年度）	36～37
分流式下水道	雨水管と汚水管を分離して埋設し、雨水管は雨水のみを河川へ排水し、汚水管は汚水のみを処理施設へ流入させるもの	12、42

用 語	解 説	ページ	
は	法定耐用年数	固定資産の価値を算出するために使用される経済的寿命で、地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）別表第 2 号のほか、下水道に係る資産は『「地方公営企業法の適用を受ける指定事業の勘定科目等について」の取扱いについて（平成 16 年総経財第 14 号）』で下水道の管渠や柵等は 50 年とされている。 物理的寿命（老朽化）を判断する一つの目安	24、26、31～32
	補てん財源	「損益勘定留保資金」のことをいい、民間の会社では「内部留保金」と言われている。	9、30、35
	ポンプ場	下水道管は汚水が自然に流れるように勾配をつけて埋設しており、深くなると工事や点検・清掃などの管理が大変になるため、ポンプで汲み上げ、汚水を再び高いところから流下させるための施設	5～6、16、31～32、43
ま	マンホールカード 	下水道広報プラットフォーム（GKP）が、下水道に関する広報活動の一環として制作、発行するカード型下水道広報パンフレット 発行：第 16 弾（R4(2022).1.15） 配布：道の駅ライスランドふかがわ〔総合案内〕 10:00～16:00（年末年始を除く）	裏表紙
や	有収水量	使用料収入となる水量で、使用者が実際に使った水量	8、10～11、21～22、29



デザインの由来

設置開始 1992年

拓魂碑「屯田兵」

稲穂

りんご

深川市開基100年を記念し「甦る水、美しい深川、下水道」を合言葉に、深川市発展の願いを込め1992年から設置しているマンホール蓋です。開拓に尽力した「屯田兵」を中心に、屯田兵の手により拓かれた大地に育つ「稲穂」と「りんご」が描かれています。深川市は北海道のほぼ中央に位置し、石狩川と雨竜川が流れる肥沃な土壌と寒暖差の大きい気象により、良質なお米と甘く味が濃縮したりんごが収穫され、りんごを使用した特産品も豊富です。緑に囲まれた田園風景は、四季折々の表情を楽しむことができます。カラーの蓋は深川市役所内に飾ってありますので、どうぞお立ち寄りください。

2112-00-001

道の駅 ライスランドふかがわ ©GKP

深川市下水道事業経営戦略

発行日 平成29 (2017)年3月
 平成30 (2018)年8月改訂
 令和 7 (2025)年2月改訂

発行 深川市

住所 〒074 - 8650
 北海道深川市2条17番17号
 建設水道部上下水道課

電話 0164 - 26 - 2365

FAX 0164 - 22 - 8134

E-Mail jogesuid@city.fukagawa.lg.jp

